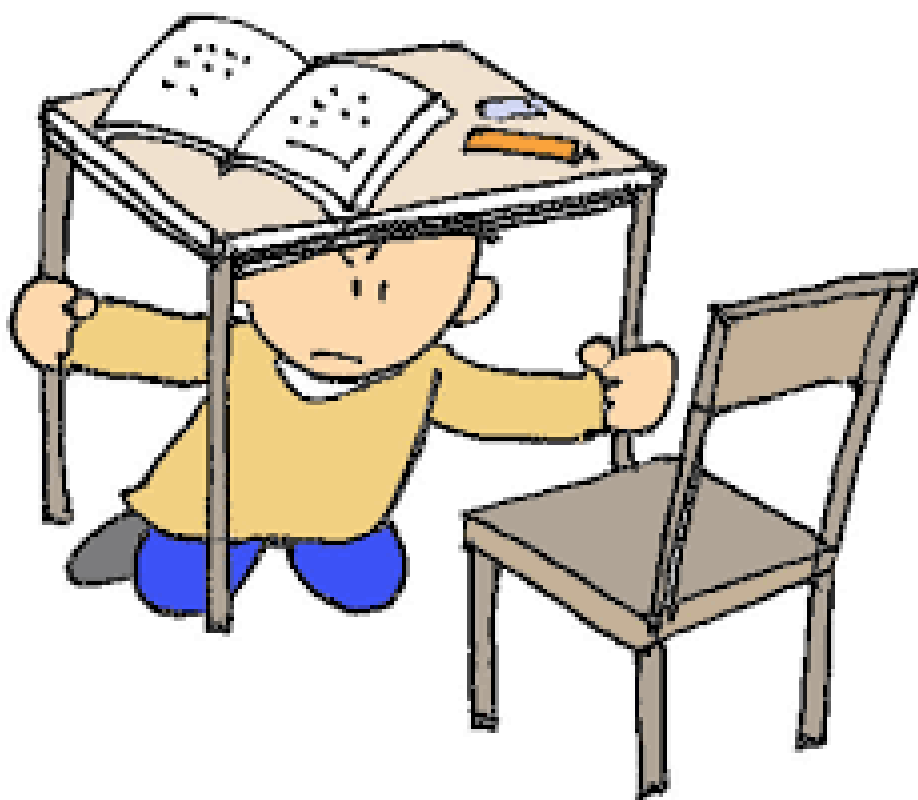


学校安全

マニュアル



R5 石巻市立二俣小学校

学校安全マニュアル目次

【災害安全】

第Ⅰ章「計画と体制」

0	本校と学区の現状	1
1	学校防災全体計画	6
2	学校防災教育計画	7
3	校内災害対策本部	15
4	教職員の動員体制	18
5	情報連絡体制	20
6	災害時の情報収集体制	21
7	地域との連絡体制	22
8	避難訓練実施計画	23
9	校内研修計画	57
10	防災関係の安全点検計画	58

第Ⅱ章「災害発生時の対応」

1	地震発生時の対応	59
2	火災発生時の対応	72
3	突風・竜巻・雷発生時の対応	73
4	風水害想定の場合の対応（台風の接近や暴風、大雨、洪水、大雪警報等の発生時）	75
5	原発事故発生時の対応	78
6	避難所開設・運営協力（避難生活避難所・緊急一時避難所）	81
7	学校再開	86
8	学習発表会（学芸会）避難行動・避難計画	87

第Ⅲ章「その他」

1	心のケア	91
2	緊急時の連絡手段	98
3	災害備品リスト	101
4	マニュアルのリーフレット（河北地区共通災害対応一覧表）	102
5	緊急連絡カード	105
6	校内災害対策要綱	107
7	校内の実情に対する対応	109
8	特別警報発表時の対応（高潮・波浪・火山噴火等に対する対応）	110
9	スクールバス緊急対応	111
10	個別の危機管理（新たな危機事象）	113
11	学校への犯罪予告・テロへの対応について	115
12	インターネット上の犯罪被害への対応について	117

【生活安全】

「傷病等への対応」

- 1 事故発生時の対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―1
- 2 緊急事態（急病・事故）発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・生―3
- 3 救急車の呼び方と到着までにすること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―4
- 4 救命アクションカード活用フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―6
- 5 熱中症予防マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―18
・熱中症チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―22
- 6 即時型食物アレルギー症状が出た時の対応・・・・・・・・・・・・・生―24
- 7 感染症・食中毒等発生の疑い時の基本対応マニュアルについて・・・・・・・・・・・・・生―25
・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―26
- 8 休業中の危機対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―28
- 9 マスコミへの対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―29
・事故受信マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―31
・事故連絡マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―32
・ポジションペーパー（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―33

「不審者対応」

- 1 不審者対応マニュアル（在校時）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生―34
- 2 不審者対応マニュアル（登校前・登下校時）・・・・・・・・・・・・・生―35

【交通安全】

- 1 交通安全指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・交―1
- 2 交通事故発生時対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・交―2
- 3 交通事故発生時の対応について（職員用）・・・・・・・・・・・・・交―3

災害安全



R 5 二俣小学校

第 I 章—0 本校と学区の現状

二俣小学校防災マニュアルの前提として、学校と学区の現状を、以下のとおり確認する。

また、本校は「津波浸水区域外」である。

- (1) 校舎：1971年完成，2016年大規模改造及び耐震工事を施工しており，倒壊等の危険性は低い。ただし，廊下と教室の間にある窓ガラスがサッシタイプの厚く安全な物ではないため，ガラスによる怪我等の可能性はある。
体育館：2006年完成。倒壊等の危険性は低い。東日本大震災では，一部天井留め金が剥がれたが大きな被害は無かった。
- (2) 校地：硬い地盤の上であり，震災時の被害も少なかった。ただし，校舎東側（館の跡がある）と北側（二俣神社がある）に山があり，土砂災害（がけ崩れ）等の可能性がある。また，大雨による大森川の氾濫も可能性がある。
※女川原子力発電所から20キロメートル以内（UPZ圏内）に立地している。
- (3) 学区：北に約8km，南に約5km。遠距離通学児童が多く，上学年は自転車通学，下学年は路線バス（北境・倉ノ迫・東福田）やスクールバス（三輪田中区・下区）を利用している。
大川地区は，学区の東部に位置し，東西11kmにわたり16の地区からなっている。南部は山地，北部は北上川が西から東へ流れ，東部は追波湾に面する。大川地区（旧大川小学区）は，東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受け，今なお深い傷跡を残している。震災後は，尾崎・長面・谷地中・間垣・釜谷地区が住宅制限地域となり，集団移転または，転居を余儀なくされた。児童のほとんどが津波被害を免れた居住地からスクールバスで登校している。最も遠くの入釜谷地区から学校までは，バスで約35分かかる。また，学区外（二子団地，鹿又など）から登校する児童が数名いる。
- (4) 地形：学校及び学区の大部分は海拔約3～5mの平地にある。治水地形分類図で見ると，学校は，ほぼ山地上に立地するため，硬い地盤の上にあるが，周囲は※氾濫平野である。学区の北東部には山地があり，学区の北側には北上川，南西側には旧北上川が流れている。校舎は，北上川から約1km，旧北上川から約2kmの場所に立地する。
※氾濫平野…過去に何度も洪水が繰り返されたことによりできた土地のこと。
- (5) 2011年東日本大震災：およそ震度6弱であった。津波の被害はなかった。校舎・体育館等施設にも大きな被害はなかった。特に体育館の被害が少なかったため，地域住民を引き受ける避難所となった。地域の方々が40名自主避難をしてきた。その後，河北中が第一避難所となったため，3月18日に避難所を閉鎖した。（「羅針盤」より）
- (6) 2019年台風19号：屋上排水溝が葉などで詰まり，屋上に溜まった大量の雨水が2階1年生教室前の点検口から流れ込んだ。そのため2階教室（あおぞら～5年生教室くらいまで）と1階図書室や音楽室，廊下などが水浸しとなった。校庭も山側からの大量の雨水により体育館とプールの間にある排水溝付近の土が，深さ5～10cmほど削られた。また，学校前の大森川が氾濫し県道沿いの歩道に流木や泥が上がった。河北中学校や河北総合センタービッグバンに避難する住民はあったが，本校に避難する住民はいなかった。児童宅では，床上，床下浸水の被害があった家庭もあった。大川地区の福地大正付近（谷地）と針岡別圃付近（国道398号につながる市道）では道路が冠水し，10日ほど水が引かなかったため，

その間スクールバスの路線を当該保護者の了解を得て変更した。(追館, 原, 鳥谷森の児童は, 保護者に自家用車で迂回する細道を通り, 谷地入口まで送迎してもらった。)

- (7) 想定すべきハザード: 近年の経験および石巻市ハザードマップ(地振動, 液状化, 土砂災害, 洪水)等を参考に
- ・大雨や台風, 長雨の際には, 土砂災害の危険性がある。また, 冠水し通行できなくなる所がある。学区内の地区で想定される土砂災害は以下のとおり。
崖崩れ, 土石流・・・北境, 倉ノ迫, 東福田, 大土, 大森, 三輪田, 福地, 横川, 原, 追館, 鳥屋森, 芦早, 入釜谷(学区内山沿いのほぼ全域)
 - ・北上川堤防決壊の場合は, 学校付近は0.5~3m(学校周辺は3~5m)ほど浸水すると予想されている。(北上川流域の2日間総雨量264mmの大雨時で想定。旧北上川堤防決壊の場合は, 学校付近0.5~3mほど浸水)
 - ・通学路のうち, 学校前道路(大森川沿い)は警報レベルの天候の場合に冠水する可能性がある。
 - ・スクールバス通行ルートのうち, 大川地区(福地, 横川, 谷地, 追館, 鳥屋森, 芦早, 入釜谷)は, 大雨や台風の際, 冠水する可能性が高い。また, 地震後の津波の際には北上川堤防決壊や津波が堤防を越えることも考えられる。
東日本大震災で浸水した地域・・・入釜谷, 谷地, 針岡, 追館, 芦早, 加茂崎, 福地, 三輪田中・下
 - ・宮城県沖の地震(連動型)の予想震度は, およそ震度6弱。(M8.0で想定)
 - ・河北中学校区では, クマ, シカ, カモシカ, イノシシ等が出没することがあり, その際には児童の安全を確保するため引渡し等の対応をしている。
- (8) 学校・学年行事等でよく行く場所においてとくに想定すべきハザード
- ・飯野川の中心部および周辺地域。(北上川の氾濫・津波による川の増水等)
 - ・長面地区。(津波) ・会津若松(洪水・土砂災害・噴火) ・花山(地震・噴火)
- (9) 本校が指定されている避難所
- ・土砂災害時以外の緊急避難場所として指定されている。また, 避難生活を送るための避難所として指定されている。
- (10) 地域防災連絡会(自主防災組織, 消防団, 町内会)
- ・大災害発生直後に児童の安否確認を把握するまでに時間を要することが予想されるので, 河北中学校区地域防災連絡会と連携し, 児童の安否情報を共有化できるようにお願いしている。
- (11) その他
- 本校と学区の現状を以上のように押さえるが, 河北総合支所や関係機関との連携, 情報収集を綿密にし, 常に想定を超える状況を考え最善の避難行動をとることで, 児童の身の安全を図る。

河北地区（学区内中心）避難所・避難場所

石巻市 HP より抜粋して作成（2022. 2. 18）

施設名	所在地	緊急避難場所					避難所
		津波	高潮	洪水	内水氾濫	土砂災害	
4 河北総合センター （ビッグバン）	成田字小塚裏畑 54 番地	津波	○	×	○	○	○
18 河北中学校	小船越字山畑 250 番地	津波	○	○	○	○	○
27 北境老人憩の家	北境字上待井 1 番地	津波	○	×	○	×	×
28 東福田農事集会所	東福田字馬場 95 番地 1	津波	○	×	○	○	×
29 大土老人憩の家	大森字日影 168 番地	津波	○	×	○	×	×
30 二俣小学校	大森字大平 6 番地	津波	○	2 階以上	○	×	○
31 親林交流館	三輪田字谷津 162 番地 2	津波	○	×	○	○	×
32 高德寺	三輪田字持領 60 番地	津波	○	○	○	×	×
33 三輪田中公民館	三輪田字馬場上 3 番地	津波	○	×	○	×	×
34 三輪田下公民館	三輪田字中里前 90 番地	津波	○	×	×	×	×
35 福地林業者生活改善センター	福地字加茂崎 28 番地 2	×	○	×	×	×	×
36 横川公民館	福地字町頭 31 番地	津波	○	×	×	×	×
38 原生活センター	針岡字六角 22 番地 1	津波	○	○	○	○	×
43 入釜谷生活センター	釜谷字天神山 53 番地 1	津波	○	×	○	×	×
47 辻堂生活センター	三輪田字上新田 21 番地 1	津波	○	×	○	○	×
48 梨の木舟渡公民館	大森字青ヶ崎土手外 16 番地 4	津波	○	×	○	○	×
49 大森公民館	大森字内田 300 番地	津波	○	○	○	×	×
50 谷地公民館	福地字大正 13 番地 1	×	○	×	○	○	×
51 追館公民館	針岡字追館 106 番地 2	×	○	○	○	×	×
52 鳥屋森公民館	針岡字迦蘭 19 番地 1	津波	○	○	○	×	×
53 芦早公民館	針岡字芦早 55 番地 1 地先	津波	○	○	○	×	×
55 大川高台広場	福地字国土地内	津波	○	○	○	○	×

「津波」→津波避難場所

○ 女川原子力発電所から本校までの距離・・・20 km以内（UPZ 30 km圏内に位置する）



○ 避難の動きについて（『原子力災害時における石巻市広域避難計画』を基に作成）

1 警戒事態又は施設敷地緊急事態になり、市の指示があった時点で教育活動を中止し、速やかに保護

者への引渡しを開始する。（津波警報が出されていない場合に校長が指示。原則として、各家庭の自家

用車で避難する。）

2 全面緊急事態となった場合には、速やかに屋内退避させ、屋内で保護者への引渡しを継続する。

3 石巻市より「避難指示」が発令

※ 教科書や教材は置いて、自分の必要なものだけをランドセルに入れて避難準備。

※ 引渡しができなかった児童については、職員が付き避難搬送バスで、他に避難してきた地域

の在

宅要配慮者とともに登米市中田総合体育館に避難する。（並行して保護者には、その旨をメール

で

連絡）

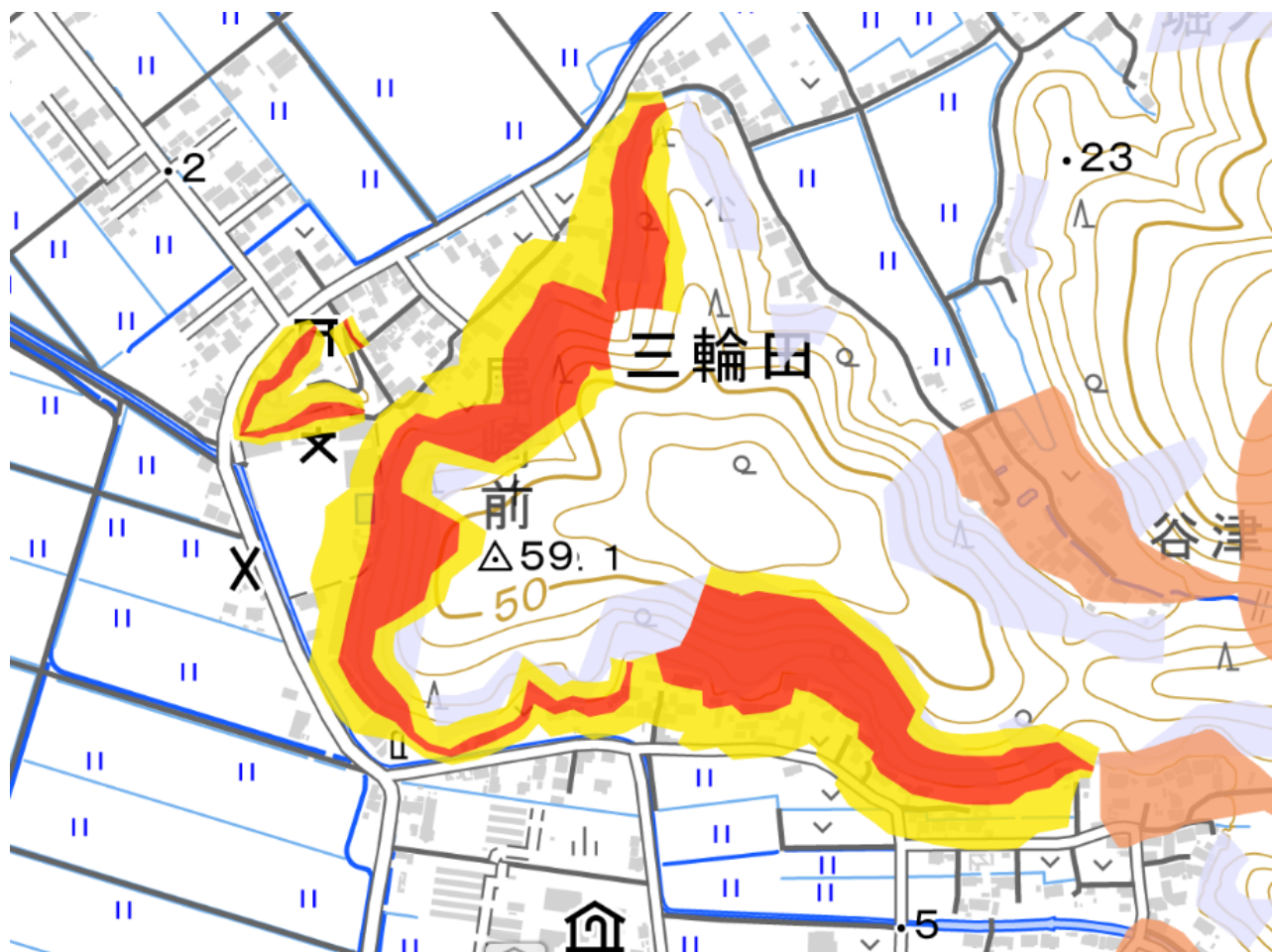
※ 児童の引渡しが完了している場合には、校長の指示により、教職員は各自の居住地に応じた避難

先へ一時避難する。

4 定められたルートで中田総合体育館（避難所）へ向かう。

5 保護者に引き渡せなかった児童の引渡しは、中田総合体育館が避難所となるので、そこで行う。

○ 土砂災害の危険性について（国土交通省HP「ハザードマップポータルサイト」より抜粋して作成）



凡例

表示	災害リスク情報>土砂災害警戒区域等 急傾斜地の崩壊 (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)
表示	災害リスク情報>土砂災害警戒区域等 土石流 (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)
表示	災害リスク情報>土砂災害警戒区域等 地すべり (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)
表示	災害リスク情報>土砂災害危険箇所 土石流危険渓流
表示	災害リスク情報>土砂災害危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所
表示	災害リスク情報>土砂災害危険箇所 地すべり危険箇所

※本校の東側、北側にある山は、いずれも急傾斜地の崩壊特別警戒区域となっている。

※本校周辺に限らず、学区内の山は土砂災害の恐れがある。

【参考】「ふるさと かほくの歴史」より地区の災害の記載を引用

・二俣地区の水害

昭和19年（1944）夏（7月27日）辻堂うらの運河堤防が崩壊、二俣耕土は大洪水となり、あたり一面泥海と化し隣の集落や役場へ行くのに田船で渡るありさまで、もちろん秋の収穫は皆無に近い状態でした。

・東福田村の板碑について

（略）山口氏宅裏の山際の畑から一挙に57基の板碑が出土しました。これは、山口氏宅の宅地造成のためブルドーザーで削平した際に発見されたものです。（中略）長い期間にわたる埋没ではなく、数回の突発的な出水で土砂崩れがあったためと考えられます。古老の話によると、正保年間（1644～1648年）にも大きな土砂崩れがあったといいます。

第 I 章— 1 —

学校教育目標、
「楽しい学校」の構築、
～やさしく、かしこく、たくましい二俣っ子の育成を通して～

<p>防災管理、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全マニュアル、 ・安全点検と点検整備、 ・避難経路、場所の確認、 ・災害備品、災害備蓄、 	<p>防災教育の目標、</p> <p><自らの命を守りぬくため「主体的に行動する態度」を育成する>、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①防災に関する基礎となる基本的な知識、技能を身に付けさせる。 ②防災のために、自ら判断し、迅速な行動が取れるようにする。 ③地域の安全活動に参画・協力する意識を高める。 	<p>組織活動、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内災害対策委員会、 ・防災に関する校内研修、 ・地域防災連絡会、 ・関係機関との連携、
--	---	---

<p>指導の重点、</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 東日本大震災の影響を生かし、実践的な防災対応能力の育成を図る。 ② 授業中、休憩時間、登下校時等様々な場面を想定した避難訓練や図上訓練を行い、自ら判断し迅速に行動する力を養う。 ③ 各教科・領域及び日常生活における指導を通して、規律ある行動と主体的な取組ができるようにする。
---------------	---

各学年の防災教育指導目標、		
<p>1・2年生、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害発生の危険な場所を理解すると共に、地域の避難所や避難場所を知り、活用できるようにする。 ② 災害発生時には、教師や保護者の指示に従い適切に行動することができる。 ③ 災害発生後は、進んで家の手伝いをするなど、家庭の役に立つことができるようにする。 	<p>3・4年生、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地震や津波などの発生の基本的な特徴や様々な危険について理解すると共に、地域の避難所や家庭との連絡方法について知り、活用できるようにする。 ② 災害発生時には、教員や大人の指示に従うとともに、状況に応じて自己の判断で危険を回避し避難できるようにする。 ③ 災害発生後は、進んで家族や友達などみんなで協力して助け合うことができるようにする。 	<p>5・6年生、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地震や津波などのメカニズムやそれらに備えた地域の防災体制の仕組みや役割を理解し、活用できるようにする。 ② 災害発生時には、自らの危険を予測し、自らの命を守りぬくために主体的に行動できるようにする。 ③ 災害発生後は、家族や友達、周囲の人々と助け合うとともに、ボランティア活動に参画できるようにする。

中

指導内容・単元等			
<p>教科、</p> <p>○各教科のねらいに即し、防災の基礎的・基本的事項の習得、</p> <p>○思考力、判断力、表現力の育成、</p> <p>【社会】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のまわり（3年） ・くらしを守る（4年） ・わたしたちの国土（5年） ・自然災害を防ぐ（5年） ・わたしたちの生活と政治（6年） <p>【理科】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風と天気の変化（5年） ・流れる水のはたらき（5年） ・大地のつくりと変化（6年） <p>【生活科】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がっこうたいすき（1年） ・地域の四季の変化をまもむ（1年） ・ときどきわくわく町たんけん（2年） <p>【体育】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団行動（全学年） ・けがの防止（5年） 	<p>道徳、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生きる喜び生命を大切にする心をもつ。 ○希望と勇気をもって努力する。 ○思いやりをもち、互いを尊重し合う。 ○自他の生命を尊重する。 ○ままりを守り、みんなのために役に立つようとする。 	<p>特別活動、</p> <p>【学級活動】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の起こる仕組みと適切な避難、 ○日常的な備え、 ○集団の一員としての役割、 <p>【避難訓練】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所・経路の確認（4月） ② 地震・大津波避難・引渡し訓練（6月） ③ 浸水害・土砂災害避難訓練（6月） ④ 休憩時避難訓練（10月） ⑤ 火災避難訓練（11月） ⑥ 石巻市総合防災訓練（11月） ⑦ 運動活動時避難訓練（1月） ⑧ 原子力災害避難訓練（2月） <p>【校外学習、宿泊学習】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路、場所の確認、 ・集団生活体験、 <p>【二民っ子体育祭】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団行動、 	<p>総合的な学習の時間、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自ら課題を見つけ主体的に判断し、問題を解決する資質・能力の育成、 ○主体的、協同的に課題解決に取り組む態度の育成、 <p>【3年】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちの住む町、 <p>【4年】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海のめぐみ、川のめぐみ、 ・伝えたいもの、読んだいもの、 <p>【5年】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの農業、 ・伝えたいもの、読んだいもの、 <p>【6年】、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までの自分、これからの自分、 ・伝えたいもの、読んだいもの、
<p>学校生活における日常的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活での基本的な生活習慣の育成（身の回りを整える 節度を守る 自他の安全に気を付ける） ○相手の気持ちや立場を尊重し、思いやりや助け合う態度の育成（集団活動、係活動） ○自ら判断し行動する活動の重視 			

○家庭との連携、
（災害時の約束を決める、親子で防災を考える）、

○地域との連携、
（学校防災の取組の周知、避難訓練の共同実施）

○教員研修による防災教育の充実、

- ・防災教育の指導方針の共通理解、
- ・実践研究、
- ・研集会参加、参考資料収集と活用、

第 I 章— 2 学校防災教育計画

1 目 標

＜自らの命を守りぬくため「主体的に行動する態度」を育成する＞

- (1) 防災に関する基礎となる基本的な知識・技能を身に付けさせる。
- (2) 防災のために、的確に判断し、迅速な行動が取れるようにする。
- (3) 地域の安全活動に進んで参加・協力する意識を高める。

2 指導の重点

- (1) 東日本大震災の教訓を生かし、実践的な防災対応能力の育成を図る。
- (2) 授業中、休憩時間、登下校中等、様々な場面を想定した避難訓練や図上訓練を行い、自ら判断し迅速に行動する力を養う。
- (3) 各教科、領域及び日常生活における指導を通して、規律ある行動と主体的な取組ができるようにする。

3 指導内容

- (1) 教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、防災教育に関連した事項を押さえ、指導する。
- (2) 特別活動においては、防災教育に関連して次のような事項について指導する。
 - ①学級活動（各学年 年間 5 時間）
 - 安全な避難と日常の備え、自然災害が起こる仕組み、被害を減らす工夫等
 - ②健康安全体育的行事…避難訓練、集団行動
- (3) 自ら判断し、迅速に行動する力を養うために、避難訓練を実施する。
 - ①大地震・大津波、火災等の発生を想定した避難訓練の実施
 - 第 1 次避難：その場での避難行動
 - 第 2 次避難：校庭に避難（状況に応じて校舎に留まる）
 - 第 3 次避難：校舎 2 階へ（状況に応じて二俣神社または館の跡へ）
 - ②授業中、休憩時間中等、多様な場面を想定した避難訓練の実施
- (4) 日常的に次のような指導を行う。
 - ①自ら判断し主体的に行動する、規律ある集団行動、協力し助け合う等、全ての教育活動を通して指導する。
 - ②児童と保護者で災害時の約束事を決めておく等、家庭防災について啓発する。

4 年間指導計画

月	活 動 内 容	
	防災行事・防災管理・組織活動	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> ・災害備品整理、確認 ・部会年間計画確認 ・避難経路確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の確認 ・避難経路の安全点検 ・緊急連絡カード配付と回収 ・第 1 回学校区パトロール
5	<ul style="list-style-type: none"> ・地震大津波想定避難訓練 引渡し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全点検と危険箇所の報告
6	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水害・土砂災害避難訓練（5 校時終末） 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者想定避難訓練、防犯教室 ・災害備品整理、確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの過ごし方 ・第 2 回学校区パトロール ・危険箇所点検
8・9		<ul style="list-style-type: none"> ・地区巡視
10	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時避難訓練（業間、緊急地震速報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回学校区パトロール
11	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市総合防災訓練 ・火災想定避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練への協力
12		<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの過ごし方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時避難訓練（業前集会活動） ・部会反省 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度計画
3		<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回学校区パトロール ・春休みの過ごし方

5 学級活動指導計画…別紙

6 防災タイム指導計画 年間11回

(1) ねらい

日常生活の様々な場面で発生する災害等についての理解を図り、身の回りの危険を予測して、どのように行動すればよいのかを判断し、自らの安全を確保できる能力の基礎を育てる。

(2) 指導に当たって

- ・副読本：「未来へつなぐ」石巻市教育委員会発行 「未来へのきずな」宮城県教育委員会発行
- ・避難訓練の事前、事後指導や災害における知識、理解を図る機会として活用する。
- ・防災の日（毎月11日）の業前（15分間）に指導する。
- ・指導実施日と指導内容

回	日	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
①	4月17日	避難経路確認【二俣神社】（全校、学年ごと）					
②	5月11日	地震・津波・緊急地震速報について（各学年）					
③	6月9日	大雨・洪水・土砂災害について（各学年）					
④	7月10日	台風について（各学年）					
⑤	9月11日	発災後の動き、備えについて（各学年）					
⑥	10月10日	石巻市総合防災訓練について（全校）					
⑦	11月10日	火災について（各学年）					
⑧	12月11日	大雪について（各学年）					
⑨	1月10日	原子力災害について（各学年）					
⑩	2月9日	防災施設・標識について（各学年）					
⑪	3月8日	命を見つめる集い（全校）					

※ 活用資料及び物品 映像関係については、PC室。
防災バッグの見本は、校舎東側1階倉庫にある。

7 各学年における防災教育指導計画別葉 … 別紙

8 指導上の留意点

- (1) 教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、防災教育に関連した事項を指導計画に位置付け指導する。
- (2) 児童の発達段階を考えて、系統的に指導を行う。
- (3) 避難訓練に合わせて、避難時の留意点や避難場所の選択等について話し合い（事前指導）や避難行動の振り返り（事後指導）を取り入れる。

9 その他

(1) 災害の種類と避難場所について

火災：校庭 **地震**～津波：校庭、体育館→高台避難場所（校舎2階、二俣神社または館の跡）
風水害（川の氾濫）：校舎2階 **ミサイル**：校舎内
原子力：市の指示に従って、屋内退避やコンクリート屋内退避→校舎内

※津波注意報、警報発表時は、保護者への引渡しは行わない。注意報、警報解除後、道路状況の安全が確認された場合、体育館または校舎にて引渡しを行う。

(2) 避難場所について 〈学区内の緊急避難所〉

〈学区内の緊急一時避難場所〉

- 二俣地区 ・北境老人憩いの家 ・東福田農業集会所 ・梨の木舟渡公民館 ・大土老人憩いの家
 ・大森公民館・辻堂生活センター ・親林交流館 ・高德寺 ・三輪田中老人憩いの家
 ・三輪田下公民館
- 大川地区 ・福地林業者生活改善センター ・横川公民館 ・原生活センター ・入釜谷生活センター
 ・辻堂生活センター ・梨の木舟渡公民館 ・大森公民館 ・谷地公民館 ・追館公民館
 ・鳥屋森公民館 ・芦早公民館 ・大川高台広場

〈学区内の避難生活避難所〉・二俣小学校

第 I 章—3 校内災害対策本部

☆大規模災害発生時に、校長の判断で学校災害対策本部を設置し、迅速かつ組織的に対応する。

(震度 6 弱以上の地震が発生時、石巻市内で広範囲な災害発生時)

1. 校内防災管理組織

区分	組織(長)	主な業務内容	構成員
平常時	校内防災対策委員会 (委員長：校長) P T A 本部役員は学校防災関係部員とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の確立 ・年間防災計画の策定 ・防災教育計画の策定 ・緊急時に参集する教職員の決定 ・緊急時の参集する教職員が所掌する具体的な応急対策活動の明確化 ・安全対策に係る調査及び指導 ・避難所運営に係る検討・協議 ・外部諸機関、P T A、地域自主防災組織との連絡・連携 	校長 教頭 安全主幹教諭 教務主任 養護教諭 P T A 本部役員 P T A 安全指導部
緊急時	校内災害対策本部 (本部長：校長)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内災害対策本部の設置と指揮・統括 ・情報分析、緊急対応の決定 ・保護者引き渡し等の対応 ・二次災害防止に係る施設・設備の安全点検 ・避難所運営にかかわる対応 ・教育委員会等との連絡調整 ・教育活動再開にむけての措置・対応 	校長を本部長として全職員で対応する。 ※下記分担一覧表

※本部長(校長)不在時の代理順位
①教頭 ②安全主幹教諭 ③教務 の順位で本部長不在時には対応する。
ただし、携帯電話等で校長(本部長)と連絡が十分にとれる状況の場合においては、校長の指示に従って対応していくこととする。

緊急時の役割分担一覧表

担 当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本 部 長 (校長)	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部を設置する。 ○石巻市からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 ○所管の石巻市教育委員会へ随時状況を報告する。
副 本 部 長 避難所支援 (教頭・事務長)	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域に対して窓口となり、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。
避難誘導班 応急復旧 (学年主任等)	<ul style="list-style-type: none"> 2次避難 ○非常用袋・救急セットなどの確認 3次避難 ○高台(館の跡・二俣神社)までの経路確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 2次避難 ○校庭東側に避難させる。 3次避難 ○高台(館の跡・二俣神社)へ避難させる。
情報連絡班 保護者連絡 (教務主任等)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を迅速かつ的確に伝えることができるように連絡網を作成する。(メール配信含む) ○情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難状況等について保護者の問い合わせに対応する。 ○避難している児童に必要な情報を提供する。
救護・衛生班 (保健主事・養護主幹・養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ○救急用品の確保及び救護体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
給食・物資班 (給食主任)	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の保管場所を事前に確認しておく。 ○災害時の物資について常備するものを石巻市担当課と確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○石巻市災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
安全主幹教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○防災計画を作成する。 ○防災に関する学習プログラムを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長の指示のもと、教職員間、石巻市災害対策本部との連絡調整を行う。
安全点検・消火	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路等の安全点検および確認をする。 ○消火器の点検および確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路等の安全確認をする。(防災主任) ○可能な範囲の初期消火を行う。(用務員)

2. 避難所が開設された場合の留意事項

(1) 避難場所の設定

①施設使用方針

校長は、学校施設が避難所として使用されることを想定し、あらかじめ施設使用方針を決定しておくものとする。

②避難所使用除外施設

施設使用方針の決定にあたっては、学校運営や応急教育への対応等を踏まえ、次の施設を避難所使用施設から除外するなどの配慮を行い、使用施設の優先順位を明確にしておくものとする。

ア. 教育活動スペースとしての普通教室

イ. 管理スペースとしての校長室・職員室

ウ. 医療活動スペースとしての保健室等

エ. 機器・化学薬品等がある特別教室

オ. その他避難所として使用することにより、学校運営や応急教育に著しく支障を来たす施設

※ 緊急性を要する場合は除外施設であっても校長の判断により開放する場合もある。

(2) 避難所となった学校における教職員の対応の在り方

①避難所の開設及び管理運営

災害時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、学校教育活動の早期正常化に向けた取り組みであるが、学校が避難所となった場合、教職員は、避難所の開設等の応急対策について、必要に応じ協力するものとする。

②避難所となった学校における教職員の役割

校長は、「校内防災管理組織」の運営により、避難所の開設や管理運営業務が円滑に機能するよう努めるものとする。なお、教職員の役割は、あくまで初動期における支援や協力であるが、場合によっては、直接、避難所の開設等に従事しなければならないことも想定される。その場合における基本的な業務は次のとおりとする。

ア. 学校施設の開錠

イ. 学校施設の被害状況の確認及び安全の確認

ウ. 学校施設の立ち入り禁止区域の設定

エ. 避難者の誘導

オ. 負傷者の救護

カ. 学校施設内に保管されている防災備蓄品の搬出（ただし、人命救助を最優先する）

③勤務時間外における教職員の配備体制

校長は、「校内防災管理組織」等の運営により、勤務時間外に地震等の災害が発生した場合の教職員の配備体制を明確にし、適切な初動体制がとれるようにしておくものとする。（携帯カード）

④教職員の服務等

教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保及び教育活動の早期正常化に向け取り組むことであり、災害発生時における学校管理業務は職務として取り扱うものとする。また、災害発生直後の避難所開設業務は、学校の管理業務の一端を担うものであり、職務として取扱うものとする。ただし、長期に亘り避難所の業務に従事することについて、慎重な対応が必要であることから、教育委員会等と十分な協議を行い対応するものとする。

⑤公務災害

公務災害は一般的には公務遂行性、公務起因性の二つの要件を満たす必要があり、学校の管理業務については、これら要件を明らかに満たすものである。

また、災害発生直後の避難所開設業務も、服務上、公務として認められることから、公務遂行性、公務起因性を満たすものである。

⑥手当支給関係

ア. 管理職員

週休日等に学校の管理業務等に従事した場合に、支給要件を満たしたときは、管理職員特別勤務手当（職員の給与に関する条例第18条の2）を支給することができる。

イ. 管理職員以外の一般の教育職員

週休日等に学校の管理業務等に従事した場合に、支給要件を満たしたときは、教員特殊業務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例第26条第1項第1号イ）を支給することができる。

ロ. 管理職員以外の一般の教育職員以外の職員

勤務時間外に学校の管理業務等に従事した場合に、支給要件を満たしたときは、時間外勤務手当（職員の給与に関する条例第14条）を支給することができる。

⑦避難所開設の備蓄

石巻市より支給され、体育館ギャラリー及び防災倉庫（校庭東側奥）に備蓄してある。（別紙）

(3) 避難所が長期化した場合の対応

教育委員会は、学校における避難所開設が長期化すると見込まれ、教育活動の早期正常化に向けた取組みに支障が生じると判断したときは、市災害対策本部に対し、必要に応じて避難所の早期解消・移転を要請できるものとする。

(4) 教職員の負担軽減への配慮

避難所の開設や管理運營業務に対する教職員の支援や協力は、災害発生後の初期段階における緊急対応に限定されるものである。

このことから、教育委員会は、学校が教育活動の再開等に向けた取組みが円滑に推進できるように、教職員の負担軽減について十分な配慮を行うものとする。

※ 特に職員の中から2次的な被災者を出さないよう、校長は十分に職員の安全確保に配慮し対応

しなければならない。また、長期化する場合は特に、職員本人・家族・親族の人的な被害や財産的な被害を十分把握し、個々の職員に配慮するよう心がけなければならない。

【「災害時における被害状況等報告について」】

下記の気象情報が発表されたときは、別紙様式により被害状況等をE-mail又はFAXにより報告する。

区 分	第1次報告	第2次報告	第3次報告	備 考
石巻市に <u>震度5以上の地震</u> が発生したとき	地震発生後 <u>1時間以内</u>	地震発生後 <u>2時間後</u> ※ 第1次報告以降新たな被害がないときは、不要	地震発生後 <u>3時間後</u> ※ 第2次報告以降新たな被害がないときは、不要	第3次報告以降は、被害の状況に応じて随時報告
石巻市に <u>大雨警報</u> が発令されたとき	夜間に発表されたときは、 <u>午前8時30分</u>	当日の <u>午後4時</u> ※ 第1次報告以降新たな被害がないときは、不要	翌日の <u>午前8時30分</u> ※ 第2次報告以降新たな被害がないときは、不要	
	平日の日中又は休日に発表されたときは、当日の <u>午後4時</u>	翌日の <u>午前8時30分</u> ※ 第1次報告以降新たな被害がないときは、不要	翌日の <u>午後4時</u> ※ 第2次報告以降新たな被害がないときは、不要	
石巻市に <u>洪水警報</u> 、 <u>暴風警報</u> 、 <u>高潮警報</u> 又は <u>津波警報</u> が発令されたとき	被害が発生したとき	※1 上記報告は、気象情報区分のいずれかが発表されたとき適応する。 ※2 地震については、石巻市の規定では「震度4以上」とされているが、当分の間上記のとおり「震度5」以上とする。 ※3 大雨警報等については発令地域を石巻市とし、東部石巻地域に発令された場合でも、石巻市に発令されていない場合は、報告を要しない。		第2次報告以降は、被害の状況に応じて随時報告

※4 報 告 先◇教育委員会事務局

学校教育課

E-mail isbdedsdse@city.ishinomaki.lg.jp FAX (22-5160)

第 I 章—4 教職員の動員体制

校長は、児童生徒の安全確保について十分な役割を果たすため「校内災害非常配備体制」を定め、災害時における対応について、あらかじめ明確にしておくものとする。

○災害警戒本部の設置基準

「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「洪水警報」「津波警報」のいずれかが発表されたとき。
台風が接近、襲来が予想されるとき。
校長が必要と認めたとき。

○災害対策本部の設置基準

震度 6 弱以上の大地震が発生したとき。
災害が発生し、校長が必要と認めたとき。

二俣小学校 校内災害非常配備体制

区分	配備基準	配備内容	配備を要する人員
第一配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 ・<u>震度5弱の地震が発生したとき</u> 	校長は、教頭・防災主任と連絡をとりあらかじめ指定した学校施設等の被害状況を調査するとともに応急対策活動に着手する。 発生後 1 時間以内に教育委員会に被害状況等を報告する（メール or FAX）。	<u>災害の状況により</u> 、校長の判断で配備につく。
			校長・教頭・安全主幹・教務
第二配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 ・<u>震度5強の地震が発生したとき</u> 	事態の推移に伴い、速やかに校内災害対策本部に移行できる体制を整えるとともに、学校施設等の被害状況を調査し、応急対策活動に着手する。 発生後 1 時間以内に教育委員会に被害状況等を報告する（メール or FAX）。	災害の状況により、校長の判断で配備につく。
			校長・教頭・安全主幹・教務・事務・用務員・養護教諭
第三配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域にわたる災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 ・<u>震度6弱以上の地震が発生したとき</u> 	速やかに校内災害対策本部を設置し、予め定めた地震等災害応急対策を実施する。 発生後 1 時間以内に教育委員会に被害状況等を報告する（メール or FAX）。	校長の判断で 全職員 配備につく。 市の防災対策委員会の指示があるまで、校内防災対策として、避難所開設の準備に当たる。職員は、校長の指示により配備につき所掌する応急対策活動を実施する。

※ ただし、災害の発生が深夜（午後 9 時以降）の場合は、校長、教頭が学校の現状を確認する。その上で、職員の配備が必要と判断された場合は、メール配信等でその旨を連絡する。（職員が夜間に参集することで危険が考えられるため、原則、職員は参集しない。）

〈勤務時間外における津波（大津波）警報発表時の職員の参集行動〉

時系列	行 動	備 考
津波（大津波） 警報発表	<ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想地域，到達予想時刻を確認する。 校長は，教頭・安全主幹と連絡をとりあらかじめ指定した学校施設等の被害状況を調査するとともに応急対策活動に着手する。 	避難所は， <u>警報発表により自動的に開設となる。</u>
警報発表後	<ul style="list-style-type: none"> 自己及び家族の安全を確保する。 	
参集行動	<ul style="list-style-type: none"> 参集途中で危険が想定される場合は，引き返す等，安全確保を優先する。 	校長・教頭・安全主幹・教務

〈勤務時間外における大雨警報発表時の職員の参集行動〉

時系列	行 動	備 考
大雨警報発表	<ul style="list-style-type: none"> 校長は，教頭・安全主幹と連絡をとりあらかじめ指定した学校施設等の被害状況を調査するとともに応急対策活動に着手する。 	教育委員会に被害状況等を報告する（メールorFAX）。 ・夜間発表…午前8：30 ・日中・休日…午後4：00
警報発表後	<ul style="list-style-type: none"> 自己及び家族の安全を確保する。 	
参集行動	<ul style="list-style-type: none"> 参集途中で危険が想定される場合は，引き返す等，安全確保を優先する。 	校長・教頭・安全主幹・教務

全職員が携帯する動員体制カード（名刺大）

二俣小学校勤務時間外の校内災害非常配備体制

第1配備体制 校長・教頭・主幹教諭・教務主任

○津波（大津波）警報 ○市域で震度5弱の地震を観測 ○学校長が必要と認めたとき
○大雨，洪水などの警報が発表され，広範囲にわたる災害の発生が予測されるとき

第2配備体制 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・事務・用務員・養護教諭

○津波（大津波）警報 ○市域で震度5強の地震を観測 ○学校長が必要と認めたとき
○大雨，洪水などの警報が発表され，広範囲にわたる災害の発生が予測，または発生したとき

第3配備体制 全職員

○津波等の警報が発表された場合，第一に自身の安全を確保してから参集してください。危険が予想される場合は参集しない。
○市域で震度6弱以上の地震を観測
○災害発生，または災害発生の恐れがある場合において，学校長が必要と認めたとき

Jアラート発表時

※メールの指示に従う。
着弾の際にはメール配信ができない場合もある。

◆弾道ミサイルが日本の領海外に落下した場合→通常どりの出勤。
◆弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合→臨時休業
※情報収集を行う。行政の指示があれば従って落ち着いて行動する。
※自分自身及び家族の安全を確保する。

表面 ↑

→
裏面

※津波（大津波）警報発表時は，**津波到達予測地域，到達予想時刻を確認する。**

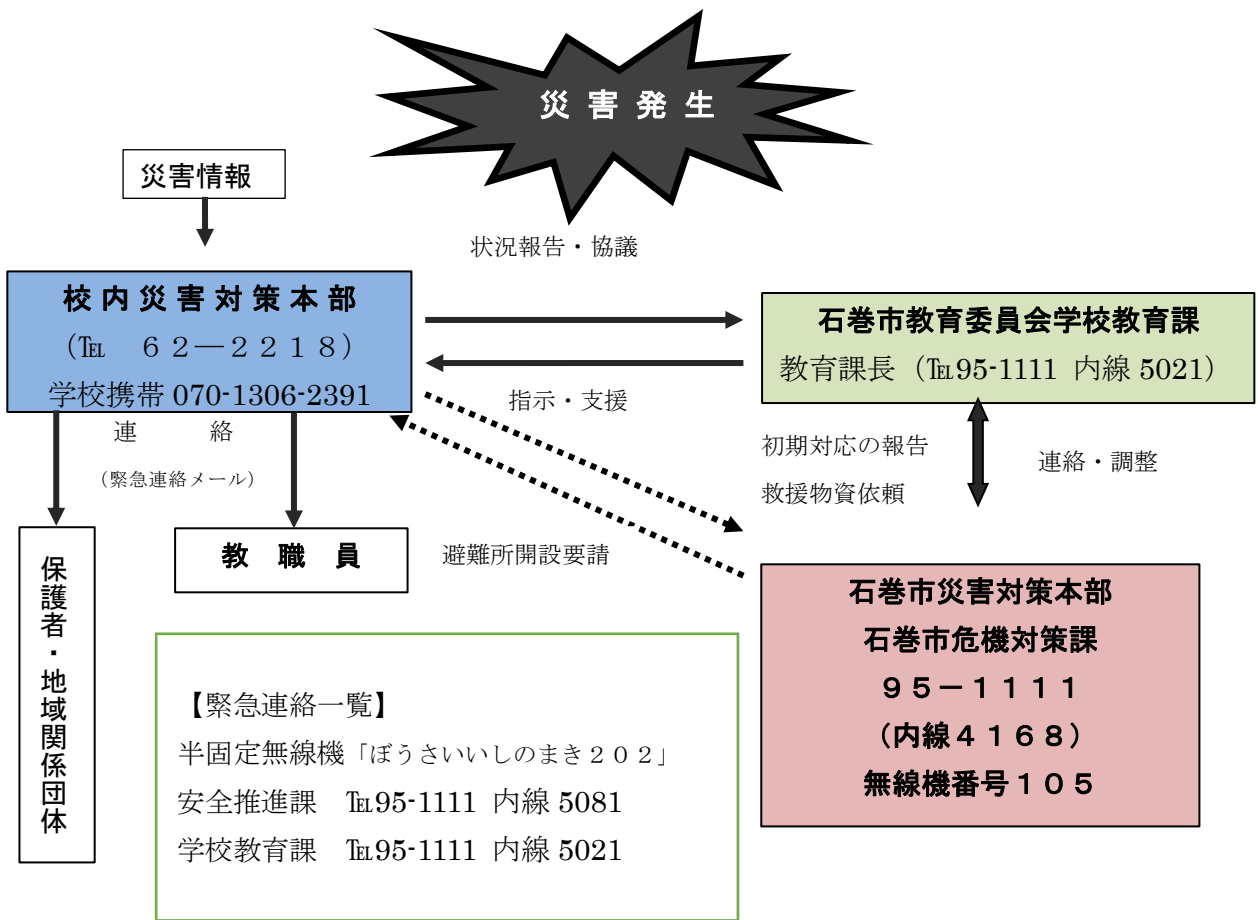
※警報発表後は，**自己及び家族の安全を確保する。**

※自宅から学校までの経路が「津波到着予想地域」にある場合，津波警報解除後に参集する。

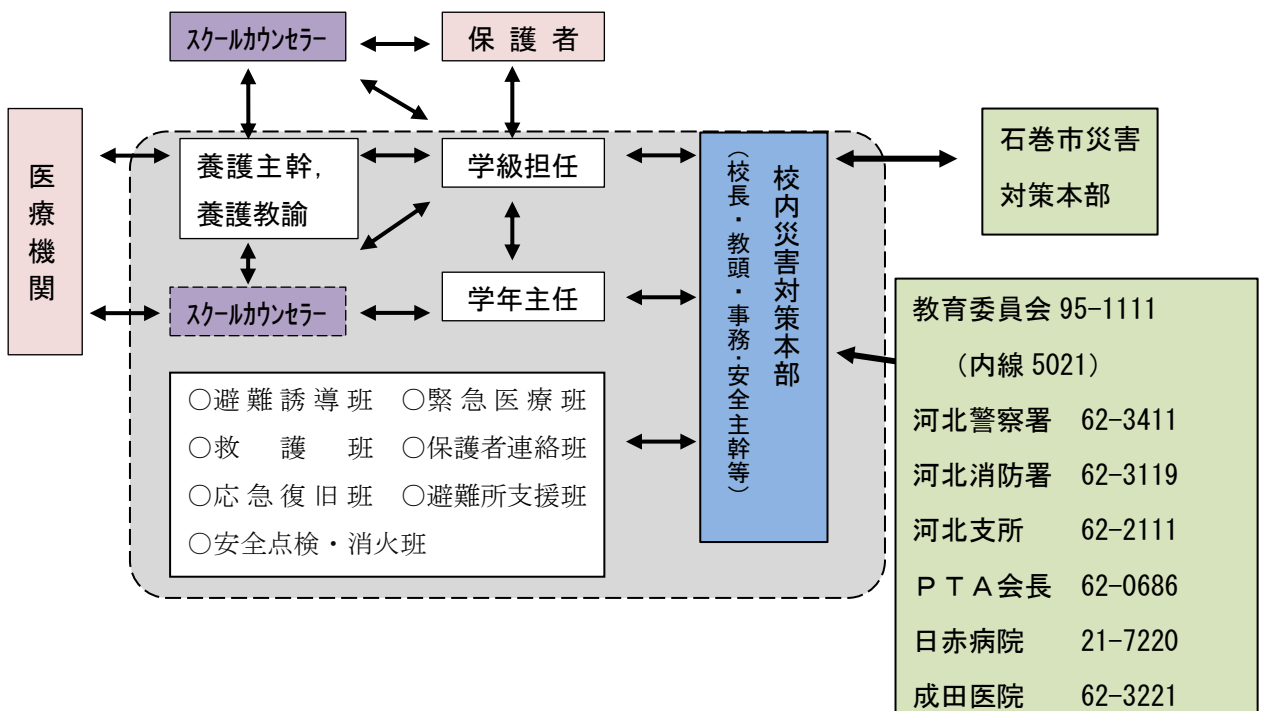
※参集途中で危険が予想される場合は，引き返す等，**安全確保を優先**する。

※災害の発生が午後9時以降の夜間の場合は，校長，教頭が学校の現状を確認する。参集が必要な場合はメール配信等で連絡する。

第 I 章—5 情報連絡体制



学校組織 (校内災害対策本部)



第 I 章—6 災害時の情報収集・伝達体制

	主な手段	担当者	備考
I 情報収集手段 1 平常時	ア テレビ・ラジオ イ インターネット ウ 防災行政無線半固定型（可搬型）無線機 エ 学校携帯電話	ア事務職員 イ事務職員 ウ副教務主任 エ教頭	ウ市教委 202 番 対策課 105 番 エ市教委 Tel95-1111 内線 5021
2 停電時 ※太陽光発電により 停電時も通信のた めの電気を利用で きる。	ア ラジオ イ 防災行政無線半固定型（可搬型）無線機 ウ 学校携帯電話 エ その他 ・太陽光電源による通信機器の利用 ・発電機使用による通信機器の利用 ・自家用車や自転車，徒歩等	ア事務職員 イ副教務主任 ウ教頭 オ事務職員 用務員	ア非常持出袋 イ市教委 202 番 対策課 105 番 ウ市教委 Tel95-1111 内線 5021 発電機 3 台 自転車 2 台
II 情報伝達手段 1 平常時	ア 一斉メール配信 イ 防災行政無線半固定型（可搬型）無線機 ウ 学校携帯電話	ア教頭 イ副教務主任 ウ教頭	イ市教委 202 番 対策課 105 番 ウ市教委 Tel95-1111 内線 5021
2 停電時 ※太陽光発電により 停電時も通信のた めの電気を利用で きる。	ア 防災行政無線半固定型（可搬型）無線機 イ 学校携帯電話 ウ その他 ・太陽光電源による通信機器の利用 ・発電機使用による通信機器の利用 ・自家用車や自転車，徒歩等	ア副教務主任 イ教頭 ウ事務職員 用務員	ア市教委 202 番 対策課 105 番 イ市教委 Tel95-1111 内線 5021 発電機 3 台 自転車 2 台

※非常持出袋に携帯ラジオと予備の電池有り。

袋内物品 携帯ラジオ 電池 トランシーバー ライト ろうそく 軍手 ティッシュ
緊急引渡しカード（全学年分）タオル 筆記用具 ゴミ袋 マスク

※学校携帯電話は，教頭が保管し，災害時には持ち出す。

第 I 章—7 地域との連絡体制

河北中学校区地域防災連絡会設置要綱

第 1 条（名称）

この会は、河北中学校区地域防災連絡会（以下「連絡会」という）と称し、事務局を河北中学校に置く。

第 2 条（目的）

連絡会は、河北中学校区（以下「中学校区」という）の災害対策について、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）と連携して推進するとともに、地域ぐるみの学校防災を含む学校安全の充実に努めることを目的とする。

第 3 条（事業）

連絡会は、中学校区の災害・安全対策として次に掲げる事業を行う。

- （1） 地域における児童生徒の安全確保に関する事
- （2） 各学校の災害・安全対策マニュアル策定に関する事
- （3） 学校及び地域等の災害・安全対応避難訓練に関する事
- （4） 児童・生徒及び地域住民等の防災・安全意識の高揚に関する事
- （5） 各学校の防災・安全教育に関する事
- （6） 避難所開設時の運営に関する事
- （7） その他、事務局担当の校長が必要と認める事項

第 4 条（構成員）

連絡会の構成員は次に挙げる者とし、事務局担当の校長が依頼する。

- （1） 各地区行政委員
- （2） 各学校父母教師会長
- （3） 河北総合支所長
- （4） 河北警察署担当部局
- （5） 河北消防署担当部局
- （6） 各小学校代表及び安全担当主幹教諭
- （7） 河北中学校職員（校長、教頭、教務主任、防災主任）
- （8） その他、事務局担当の校長が適当と認める者

第 5 条（会議）

会議は、4月、10月、2月の3回行う。尚、必要に応じ、事務局の校長は臨時の会議を開くことができる。

第 6 条（関係者の出席）

事務局の校長が必要と認めた時は、関係者の委員会への参加を認め、意見を求めることができる。

附則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

令和2年4月8日一部改正

消防署（119）通報内容（例） ※火災の場合

☆ 局番なしの「119」番

消防本部	はい，消防119です。火事ですか，救急ですか。
通報者	火事です。
消防本部	場所はどこですか。
通報者	石巻市大森（字大平6番地）の二俣小学校です。
消防本部	どこが燃えていますか。
通報者	例1：1階東側の家庭科室が燃えています。 例2：1階西側の図書室が燃えています。 例3：校舎東側の山の中腹に煙が見えます。
消防本部	どこが，どのくらい燃えていますか。
通報者	例1：天ぷら油に火がつき，天井まで届きそうです。 例2：2階窓から炎がふき出しています。1階には火が見えません。 例3：火は見えませんが，黒い煙がもくもくと上がっています。
消防本部	逃げ遅れやケガ人はありませんか。
通報者	例1：皆，無事に避難してます。 例2：職員1名が，左腕にやけどを負っています。
消防本部	最後に，あなたのお名前とおかけの電話番号をお願いします。
通報者	〇〇□□です。 電話番号は，62-2218です。 (個人の携帯電話であればその番号)
消防本部	すぐに，消防車と救急車が向かいます。 危ないと思ったら，ただちにより安全な場所に避難してください。

※ 他に聞かれるかもしれない内容

- ・「何が燃えていますか?」「初期消火は?」「避難場所は?」「煙を吸っている子はいないか」等

防災教育校内研修計画

1 研修実施のねらい

発災時に児童の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、その場の状況に応じた的確な判断力と機敏な行動力、臨機応変な対応力が求められる。また、教職員全員が協力して、迅速かつ適切な行動がとれるようにすることが必要である。

そこで、教職員の防災訓練や防災教育に関する指導力を高めるとともに、災害発生時における防災対応能力、応急救護措置能力を高めるために、教職員の防災に関する研修を実施する。

2 研修テーマ（例）

- ①学校防災組織について
- ②災害時における教職員の役割について
- ③実践的な防災（避難）訓練（津波発生時、停電時等様々な場面を想定したもの）について
- ④子どもが自ら考え行動できる力を育てる防災教育の実践について
- ⑤初期消火活動について
- ⑥避難所を開設した際における避難所の運営や避難者への支援について
- ⑦ボランティア活動への参加について
- ⑧地域防災連絡会との連携について

3 年間計画 ○児童に指導するための研修（準備） ●教職員の実際の対応（発災時）

月	研修内容	研修テーマとの関連
4	○安全な避難経路、地区の危険箇所 ●防災マニュアルの読み合わせ ○●学校防災年間計画の確認 ●地域防災連絡会	③ 安全に避難できるか確認する ①② 役割分担等を確認する ①③④ 防災年間計画を確認する ⑥⑧ 地域住民と連携する
5	○引き渡し名簿 ●半固定無線装置の操作方法	② 引き渡す相手（保護者）を確認する ②③ 災害時に備える
6	●地震、土砂災害想定避難訓練 ●引き渡し訓練 ●心肺蘇生法研修 ●緊急地震速報受信機の取扱	③④ 第3次避難で校舎2階へ避難誘導する ②③ 安全かつ迅速に引き渡す ③ 応急措置能力を育成する ②③ 地震に備える
7	●不審者対応研修 ○緊急時対応訓練	③ 応急措置能力を育成する ③ 情報をよく聞き、行動できるか確認する。
8	○ボランティア活動の実際 ○●防災主任研修会、学校防災フォーラムの伝講	④ ⑦ 互いに助け合う ②③ 最新の知見や取組について共通理解を図る
9	●防災備品・備蓄品の点検	③⑥ 使い方や個数を確認する
10	●休憩時避難訓練	③④ 自力で避難できる力を身に付けさせる
11	●石巻市総合防災訓練 ●火災想定避難訓練 ○消火器の使い方	③④ 地域で避難できる力を身に付けさせる ③⑤ 防災扉・消火器の場所を確認する ⑤ 正しい消火器の使い方を確認する
12	○登下校時の安全	④⑧ 通学路を点検する
1	○●防災主任研修会の伝講 1年間の振り返り	②③ 最新の知見や取組について共通理解を図る 取り組みの成果と課題を明らかにする
2	次年度計画作り	今年度の反省を基に次年度計画を立案する
3		

第 I 章－ 10 防災関係の安全点検計画

防災関係の安全点検計画

1 定期点検（月 1 回）

毎月実施される学校施設点検表による施設全体の点検を実施する際に、併せて防災の観点から施設・設備の点検を実施する。点検の結果、改修等の必要があると判断された場合には、学校施設点検表に具体的に記入し、安全主任へ提出する。安全主任は、改修場所を確認の上、管理職および事務担当者へ迅速に報告を行う。また、避難場所、避難経路の点検を毎月実施する。

2 防災訓練時の点検（学期 1 回）

防災訓練の時期に併せて、校舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況について集中的に点検を行う。

3 日常的な点検

- ・教室内にある書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下の確認。
- ・教職員用の机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。
- ・灯油、薬品、ガス（プロパンガス）の保管場所の安全確認。

4 年間計画

月	主な点検箇所	確認内容
4	避難経路（二俣神社・館の跡） 教室内 危険物	・児童が安全に避難（歩行）できるか確認する。 ・転倒、落下物の有無を確認する。 ・灯油、薬品、ガスなどの保管場所、保管状況を確認する。
5	通学路	・ブロック塀、落下物などを確認する。
6	避難経路	・高台（館の跡・二俣神社）までの経路を確認する。
7	特別教室内	・転倒、落下物の有無を確認する。
8	学区内（地域）	・公民館や集会場付近の状態を確認する。
9	教室内	・転倒、落下物、燃えやすい物の有無を確認する。
10	消火設備 避難経路	・消火器、防火扉等を確認する。 ・児童が安全に避難（歩行）できるか確認する。
11	校舎内外	・暖房器付近を確認する。
12	特別教室内	・転倒、落下物、燃えやすい物の有無を確認する。
1	危険物	・灯油、薬品、ガスなどの保管場所、保管状況を確認する。
2	避難経路	・雪道等悪路の場合の避難経路を確認する。
3	放送設備	・放送機器の状態を確認する。

第Ⅱ章－1 地震発生時の対応（津波被害が想定されない場合）

（1） 在校時の発生

発地震

宮城県沖を震源とし、各地で震度5強の地震を想定した場合

- ・ 体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが10秒程度続き、その後、震度5弱以上の揺れが30秒程度続く（主な揺れが始まってから1分程度）。
- ・ 緊急地震速報から10秒後に揺れが襲う。

安全確保・安全点検

教職員

☆校内放送により一斉放送を行う。（教務主任）☆教職員の行動★児童への対応

地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。

★休み時間等で、児童から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童がいる場所へ移動し、指導する。

☆火気の使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けられないようさせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

☆安全点検・消火班（用務員）は、揺れがおさまらしたさい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

☆避難誘導班（各担任）は、避難経路の安全確認をする。

☆安全点検・消火班は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。

☆化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。

★救急医療班は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央に避難する。

本部長（校長）

情報収集、避難経路の安全確認を職員に指示し、安全な場所に避難の指示をする。

☆安全主幹と職員室にいる職員1名は、トランシーバーを持ち、避難経路の安全を確認する。状況を本部に連絡する。

☆事務長は、携帯テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集をする。

☆悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

本部長（校長）

本部長の指示のもと、第二次避難場所に避難の指示をする。

☆校内放送により一斉放送を行う。（教務主任）

地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず、校庭へ避難してください。津波の心配はありません。

☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を指示する。（校舎2階に留まるなど）

情報収集

避難の指示

避難誘導

教職員

- ★落下物，足下に注意し，頭部を保護させる。
- ★避難前に人員を確認し，逃げ遅れることがないように指示する。
- ★自力で避難できない児童は，避難誘導班（各担任）が介助して避難させる。
- ★児童の不安を緩和するように，落ち着いて声掛けする。
- ☆本部は，非常持出袋を搬出して避難する。
- ☆本部は，テレビ，ラジオ等により情報収集する。
- ☆保護者，地域住民が避難してきた場合は，一緒に避難する。

児童

- 「押さない，走らない，しゃべらない，もどらない」の約束に従い行動する。

安否確認

教職員

- ★本部の指示で，クラス毎に整列させる。
- ☆クラス毎に人数と安否を確認し，本部に報告する。（名簿で確認）
担任 → 教頭 → 本部長(校長)
- ★養護教諭は，負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ☆養護教諭は，必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部設置

本部長(校長)・教職員

- ☆本部長，教頭，安全主幹の指示により，各業務に当たる。
- ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。

被害状況の確認

- ☆男子職員は，施設，通学園路等の被害状況を確認し，本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は，立入禁止措置を行う。（張り紙，ロープ等）
- ☆男子職員は，危険箇所の応急措置を行う。
- ★**第二次避難場所（校庭）が危険な場合は，第三次避難場所（館の跡・二俣神社・校舎2階）に誘導する。**
- ★**大津波警報が発令された場合は，第三次避難場所に避難させる。**

事後の対応措置

本部長(校長)

- ☆本部で，被害状況を総合的に判断し，授業再開，下校時の判断，（集団下校），保護者への引き渡し，学校での一時保護等のいずれかの措置について，指定職員により，保護者へ連絡する。

- ☆対応措置について，所管教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

- ☆指定職員は，保護者へ連絡をする。（一斉メール配信，電話等）
電話，メールが使用できない場合を想定し，連絡方法について事前に文書等で取り決めておく。

(2) 登下校時の発生

発生地震

児童の安全確保を最優先とする。

☆教職員の行動 ★児童への対応

安全確保・情報収集

教職員

- ★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)
- ★学校にいる児童には、校内放送により、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。(教務主任)
避難誘導等については、在校時の対応を基本とする。
- ☆事務長は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★安否確認、状況によって登下校途中の児童の保護活動を行う。

児童

- 建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所
- 危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。(がけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)
- ※強い揺れ、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり、防災行政無線等で津波に関する情報があったりした場合は、自らの判断で安全な場所に避難する。

被災状況・各種情報を総合的に判断し、学校災害対策本部を設置する。

設置災害本部

本部長(校長)・教職員

- ☆本部長、教頭、安全主幹の指示により、各業務に当たる。
- ★児童の安否確認を最優先にする。
- ☆本部は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

安否確認

教職員

- ★学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。
- ★各担任は、児童の所在を確認する。(登校している、していない)
- ☆保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、家庭訪問、避難所巡回等)

の被害状況確認

- ★必要に応じて、通学路、避難場所を回り、安否を確認する。
- ☆男子職員は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)
- ☆男子職員は、危険箇所の応急措置を行う。

事後の対応措置

本部長(校長)

- ☆児童全員の安否確認後、授業実施、休校措置と、登校している児童の下校方法、保護者への引き渡し、学校での一時保護措置等について、保護者へ連絡させる。
- ☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)

教職員

- ☆各担任は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、家庭訪問等)
電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で対応を取り決めておく。

(3) 校外活動時の発生

発生地震

児童の安全確保を最優先とする。

☆教職員の行動 ★児童への対応

安全確保・情報収集

教職員

★落下物，転倒物，ガラスの飛散から身を守らせる。(担任・引率者)

☆引率者は，震源地，震度，津波等に関する最新の情報収集に努める。

★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は，担任は安否の確認と，状況によって保護活動を行う。

※津波被害が心配される沿岸部で活動している場合には，ラジオや防災行政無線などで情報を常に収集し，避難，待機等を判断する。

※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たずに避難する。

児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

○担任の指示をよく聞き，慌てないで行動する。

○頭部を保護し，安全な場所で姿勢を低くする。

○交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は，乗務員の指示，放送等による指示，誘導に従うようにする。

安否確認

教職員

★担任は，児童の所在を確認する。

★必要に応じて，活動場所を巡回し，安否を確認する。

児童

○指定された緊急連絡先(教員の携帯電話等)へ連絡する。(班の代表者)

事後の対応措置

教職員

☆引率者は被害の状況，児童，教職員の安否状況等を学校に連絡しながら対応する。
(復路の状況把握指示，帰校方法，帰校時刻の指示)

★全員の安否確認後，活動継続の可否を判断し，児童に伝える。

☆担任は，必要に応じて保護者へ連絡をする。

(一斉メール配信，電話，家庭訪問等)

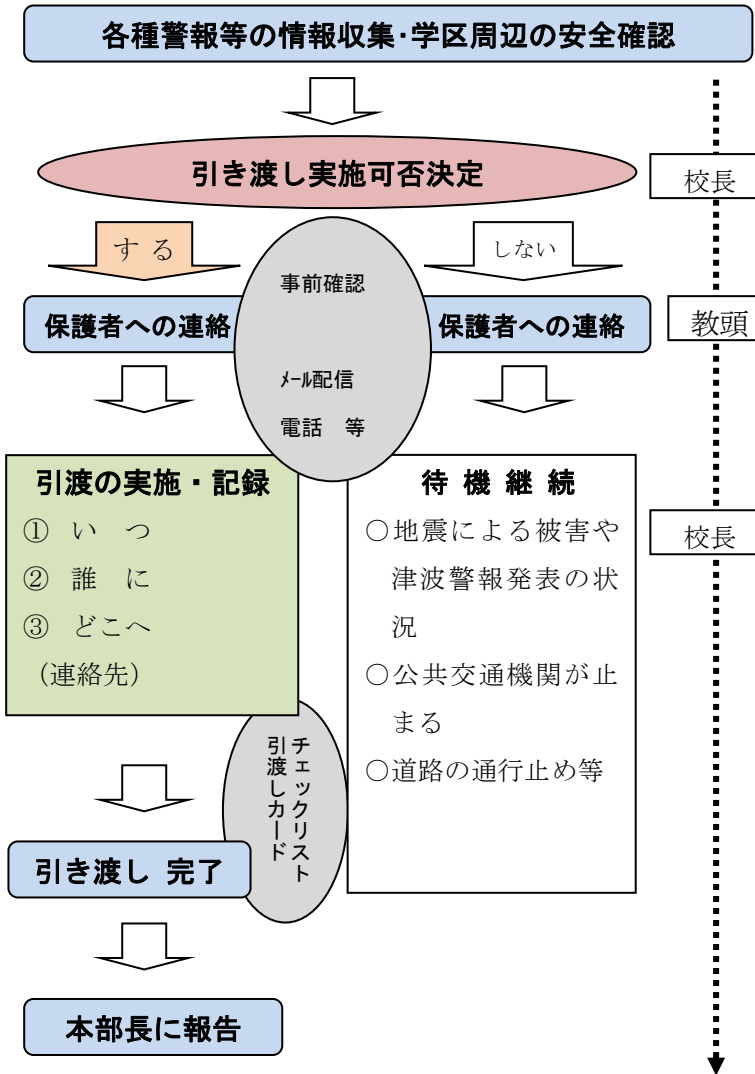
☆対応措置について，所管教育委員会に報告する。(協議する)

(4) 教職員が在宅時の発生（休日・夜間等）

発生 地震	<p>管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市町村教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。</p> <p style="text-align: center;">☆教職員の行動 ★児童への対応</p>														
設置 災害本部	<p>本部長(校長)・教職員</p> <p>☆本部長，教頭，安全主幹の指示により，各業務に当たる。 ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。</p>														
安否 確認	<p>教職員</p> <p>☆教職員の安否を確認する。 ★児童の安否を確認する。（電話連絡，一斉配信メール，避難所巡回等） ☆クラス毎に人数と安否を確認し，本部に報告する。</p> <p style="text-align: center;">担任 → 教頭 → 本部長(校長)</p> <p>児童</p> <p>○必要に応じて，学校に連絡する。（学校で安否確認ができなかったり，けがをしたりした等）</p>														
被害状況 の確認	<p>☆男子職員は，施設，通学路等の被害状況を確認し，本部に報告する。 ☆危険箇所があった場合は，立入禁止措置を行う。（張り紙，ロープ等） ☆男子職員は，危険箇所の応急措置を行う。</p>														
事後の 対応措置	<p>本部長(校長)</p> <p>☆必要に応じて，児童全員の安否確認を指示する。 ☆対応措置について，所管教育委員会に報告する。（協議する）</p> <p>教職員</p> <p>☆情報担当者は，保護者へ連絡する。（一斉メール配信，電話，避難所巡回等） <u>電話，メールが使用できない場合を想定し，連絡方法について事前に文書等で，災害発生時の対応について取り決めておく。</u></p>														
児童在宅・ 通学時の 避難場所	<p>※児童在宅時や通学時の避難場所は以下の地域施設である。</p> <p>○登校班や地区子ども会単位で以下の避難施設について確認をしておく。 ○自宅に子どもだけにいる場合に災害が発生した場合には，以下の施設に一端避難することなどを家族で確認するようにさせる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">二俣小学校</td> <td style="width: 50%;">辻堂生活センター</td> </tr> <tr> <td>北境老人憩いの家</td> <td>森林交流館</td> </tr> <tr> <td>東福田農事集会所</td> <td>高德寺</td> </tr> <tr> <td>梨の木舟渡公民館</td> <td>三輪田中公民館</td> </tr> <tr> <td>大土老人憩いの家</td> <td>三輪田下公民館</td> </tr> <tr> <td>大森公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">旧大川地区避難場所 8箇所＝第I章－0 学区の現状に記載通り</td> </tr> </table>	二俣小学校	辻堂生活センター	北境老人憩いの家	森林交流館	東福田農事集会所	高德寺	梨の木舟渡公民館	三輪田中公民館	大土老人憩いの家	三輪田下公民館	大森公民館		旧大川地区避難場所 8箇所＝第I章－0 学区の現状に記載通り	
二俣小学校	辻堂生活センター														
北境老人憩いの家	森林交流館														
東福田農事集会所	高德寺														
梨の木舟渡公民館	三輪田中公民館														
大土老人憩いの家	三輪田下公民館														
大森公民館															
旧大川地区避難場所 8箇所＝第I章－0 学区の現状に記載通り															

(5) 保護者への引き渡し（地震・津波を想定）

校内で引き渡しをする場合の対応



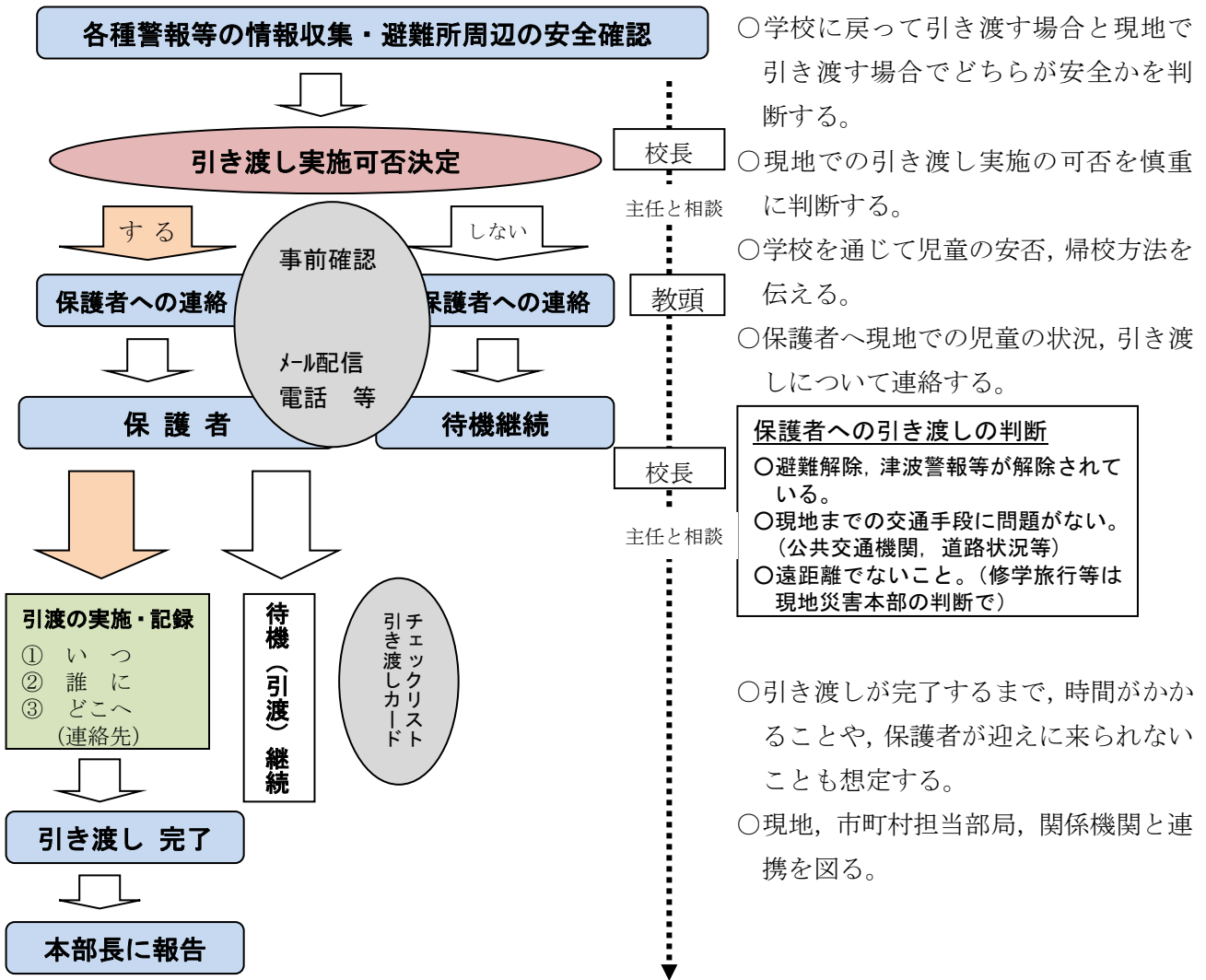
- 各種情報を確認し、安全の可否を判断する。
- 情報だけにとらわれず、目視して状況を確認する。
- 引き渡し実施可否の判断は、校長が行う。
- 発災後、電話、メールが使用できなくなることから、事前に、文書等でとり決めておく必要がある。
- 保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。
- 保護者以外の引き渡しについては、事前に確認しておく。
(個人カードの中に引き渡し者を明記するなど)

※引き渡しの判断基準

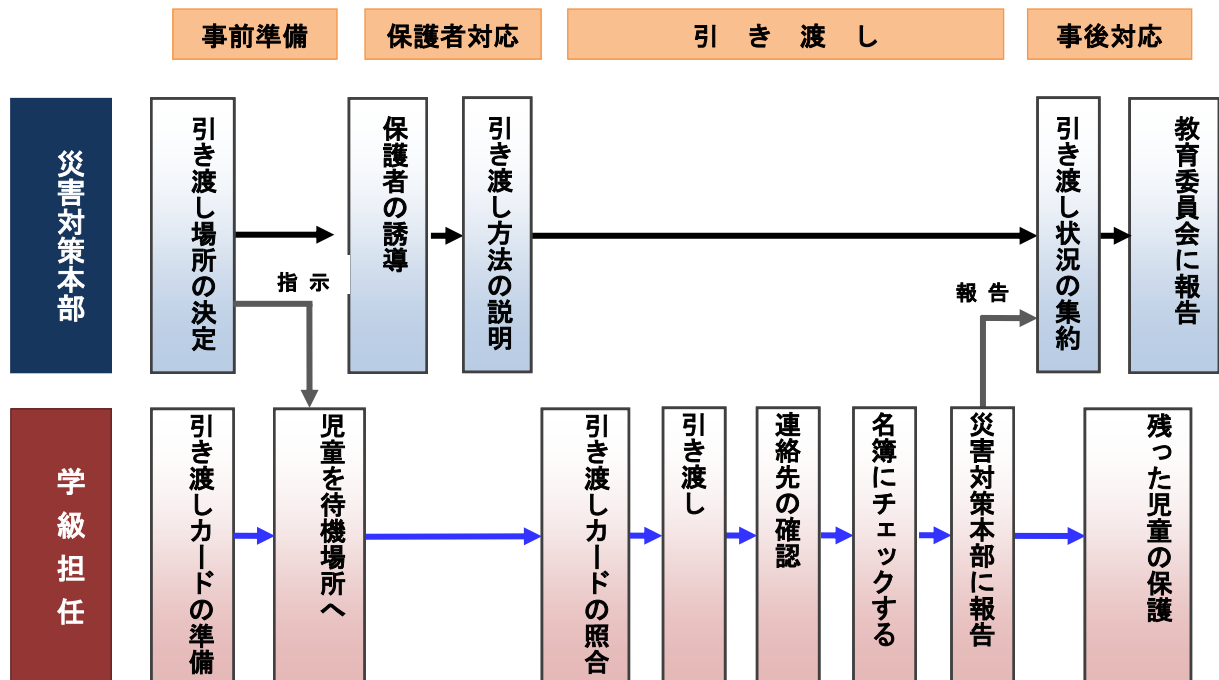
引き渡しのルール		
学校を含む地域の震度	震度5強以上	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が来るまで学校に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは、児童を学校で保護しておく。
	震度5弱以下	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として下校させる。 ○事前に保護者から届けがあったり、連絡があったりした場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。

津波が予想される場合の引き渡しの可否		
津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への引き渡しをしない ○警報が解除され、安全が確保された後に引き渡す。
	津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> ○津波の到達予想時間等を考慮して引き渡しを判断する ○学校を含む地域の震度に基づいて判断する。

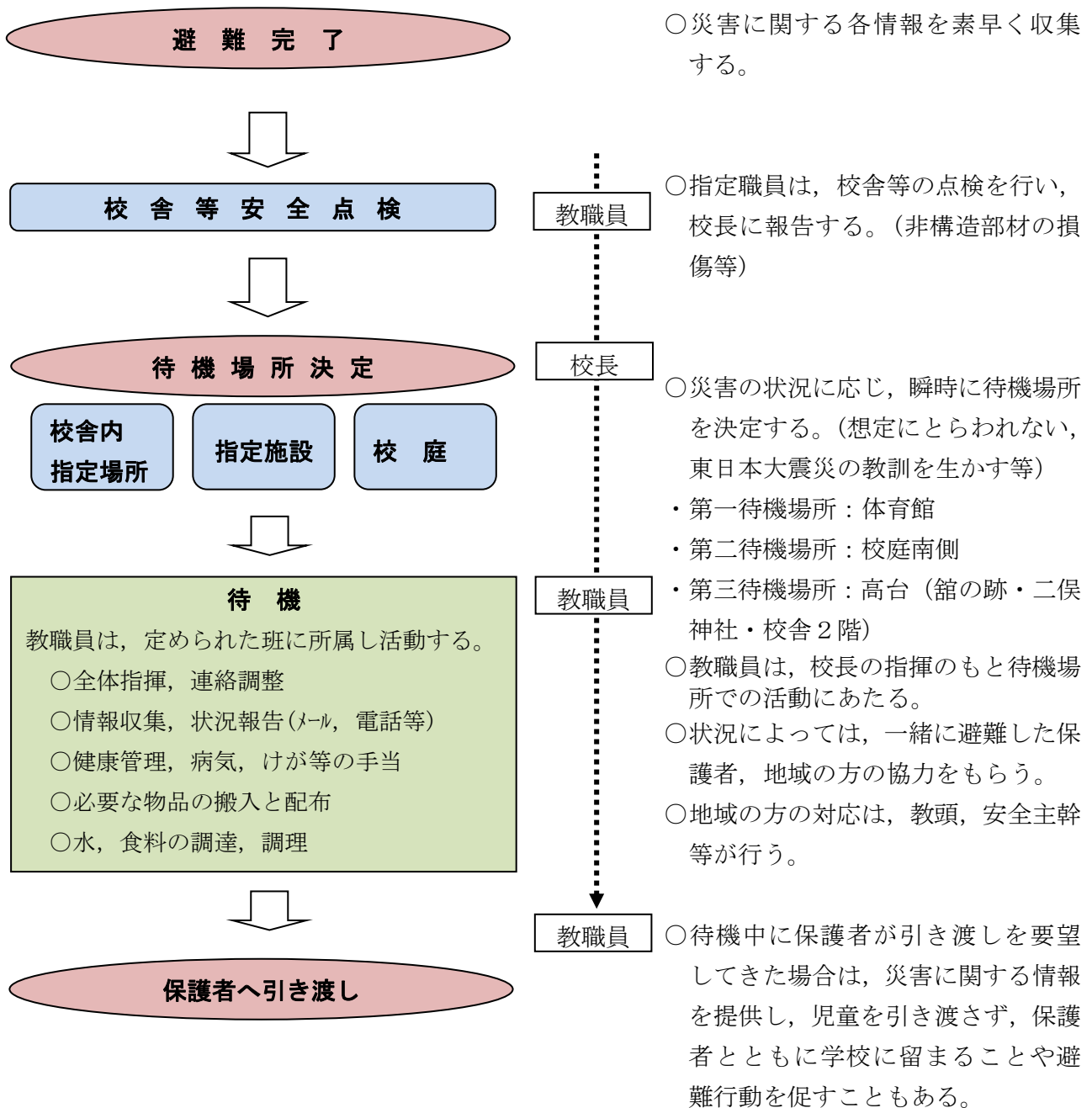
(6) 校外で引き渡しをする場合の対応



校内における引き渡しの手順



(7) 校内（避難場所）で待機させる場合の対応



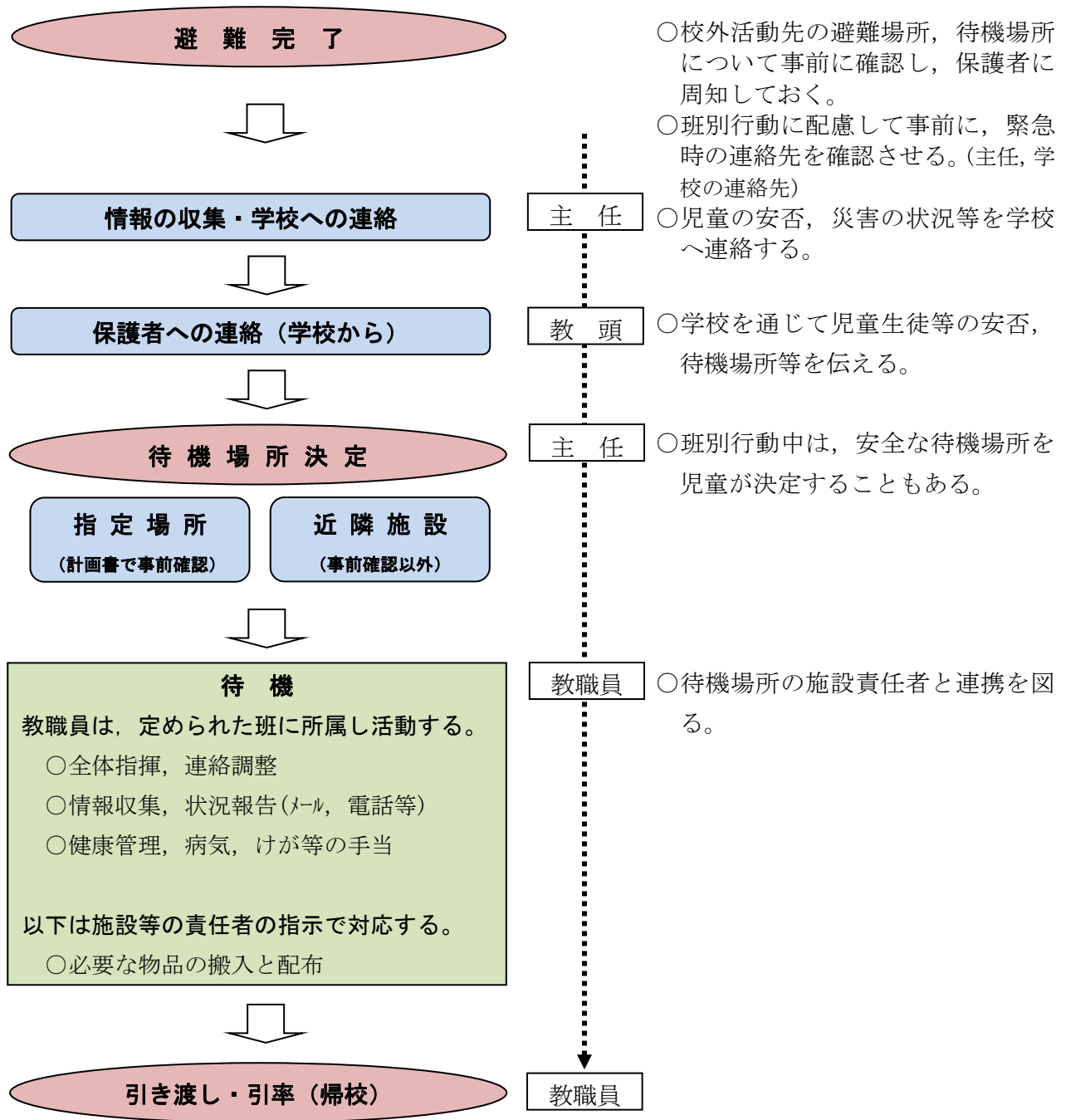
【帰宅困難児童への対応】

上記対応を実施したが，①保護者が迎えに来られない。②自宅までの経路が遮断されている。③家族のだれとも連絡がとれない。④自宅および近所の家屋が倒壊（火災等）している。等の状況から，帰宅困難となった児童に対しては，以下の対応を行う。

○校長の指示により，保護者（保護者が無理な場合は，責任のもてる家族）と連絡がとれ，迎えに来るまで学校で一時預かりとする。場合によっては，学校泊も想定する。

万が一，家族の誰とも連絡がとれない状況になった場合には，関係機関と連絡をとり，児童の健康・安全を最優先しながら，最善の対応を検討する。また児童の心のケアに十分配慮する。

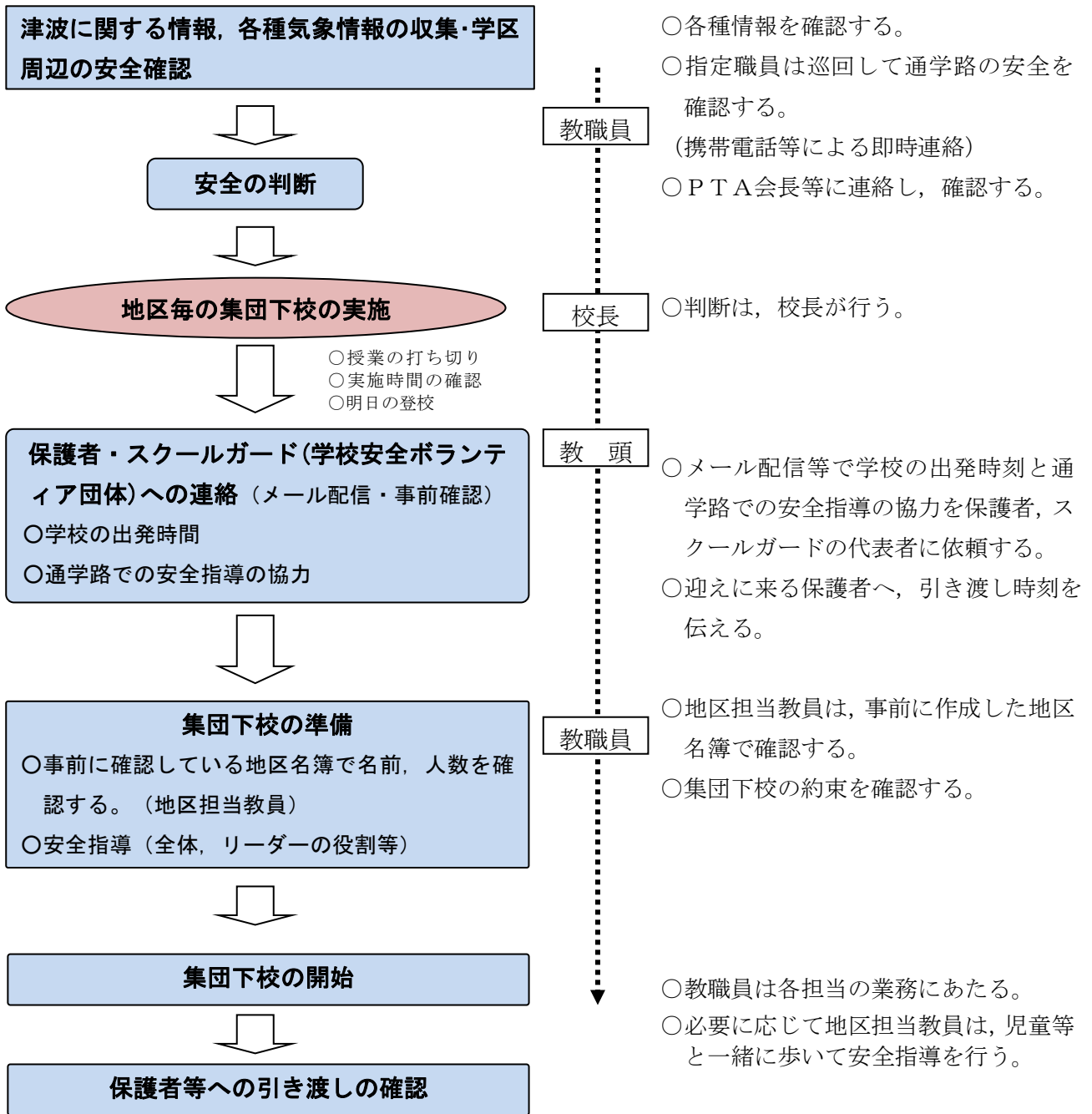
(8) 校外で待機させる場合の対応 (校外活動中)



【帰宅困難児童への対応】

- 「(7) 校内 (避難場所) で待機させる場合の対応」に記載した通りに実施する。

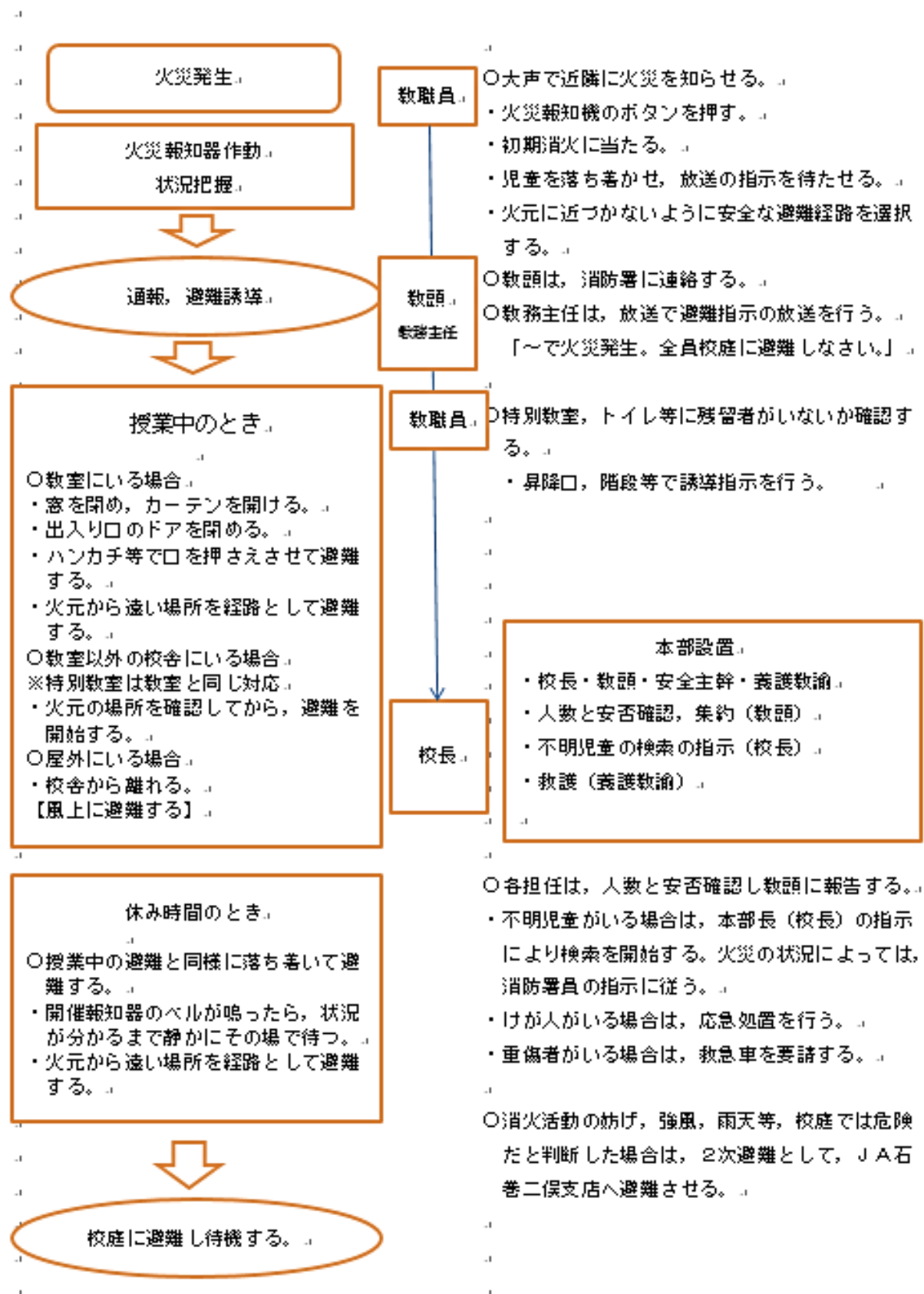
(9) 集団下校の対応



【帰宅困難児童への対応】

- 「(7) 校内(避難場所)で待機させる場合の対応」に記載した通りに実施する。

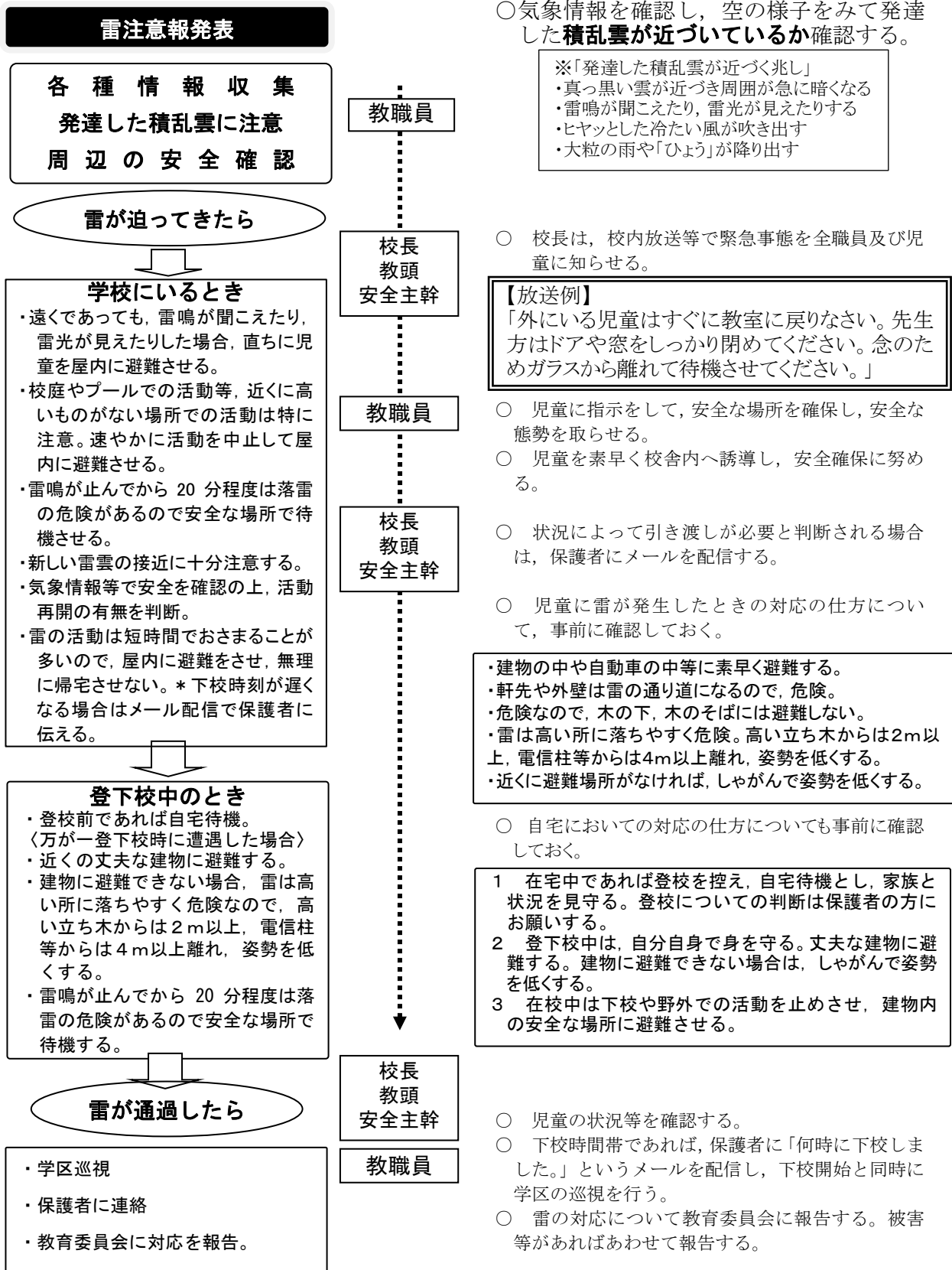
第Ⅱ章-2 火災発生時の対応



第Ⅱ章－3

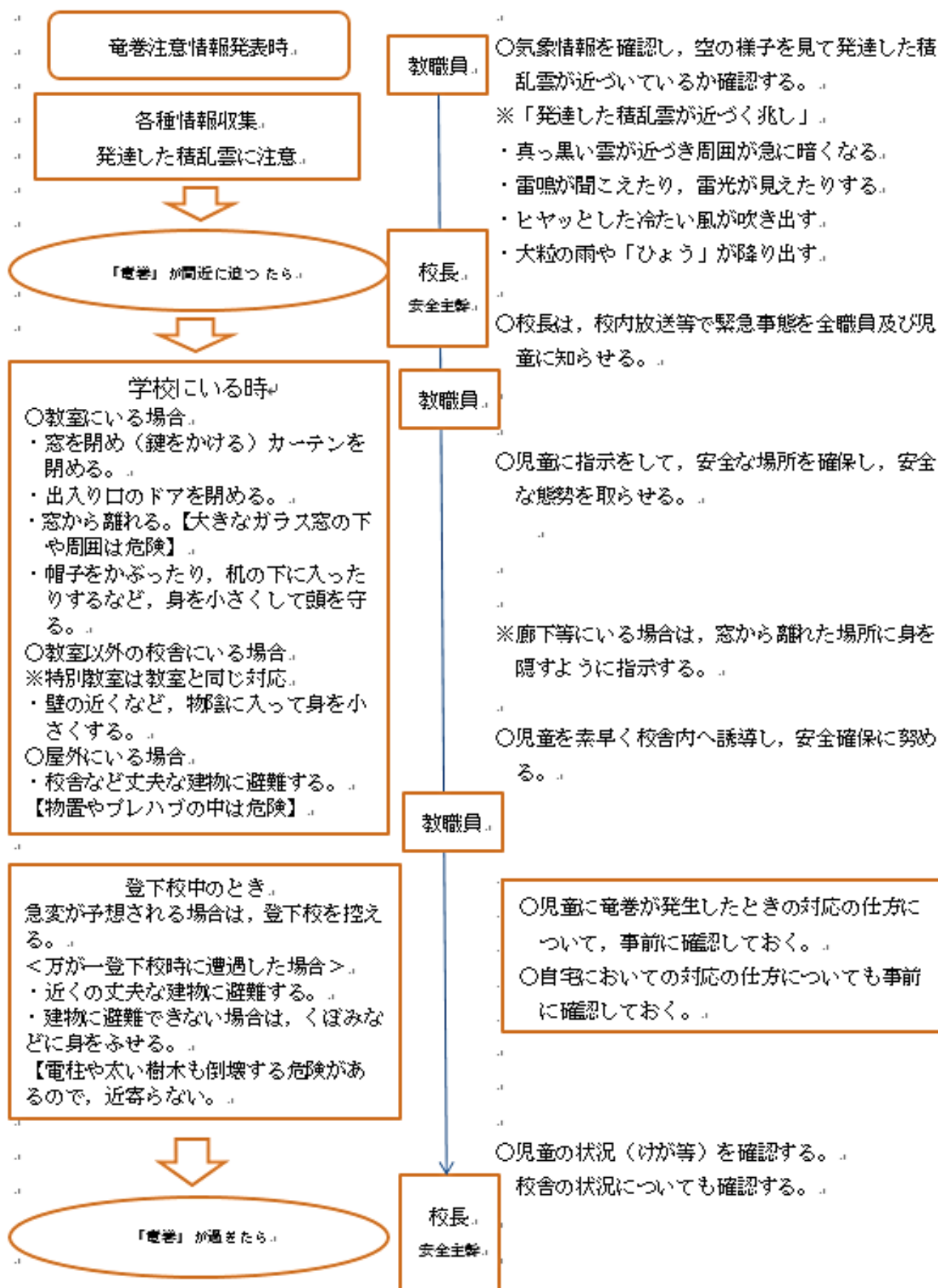
○落雷が想定される場合の対応

(1) 雷注意報発表時・発表後の対応（災害発生前～発生時～発生後）



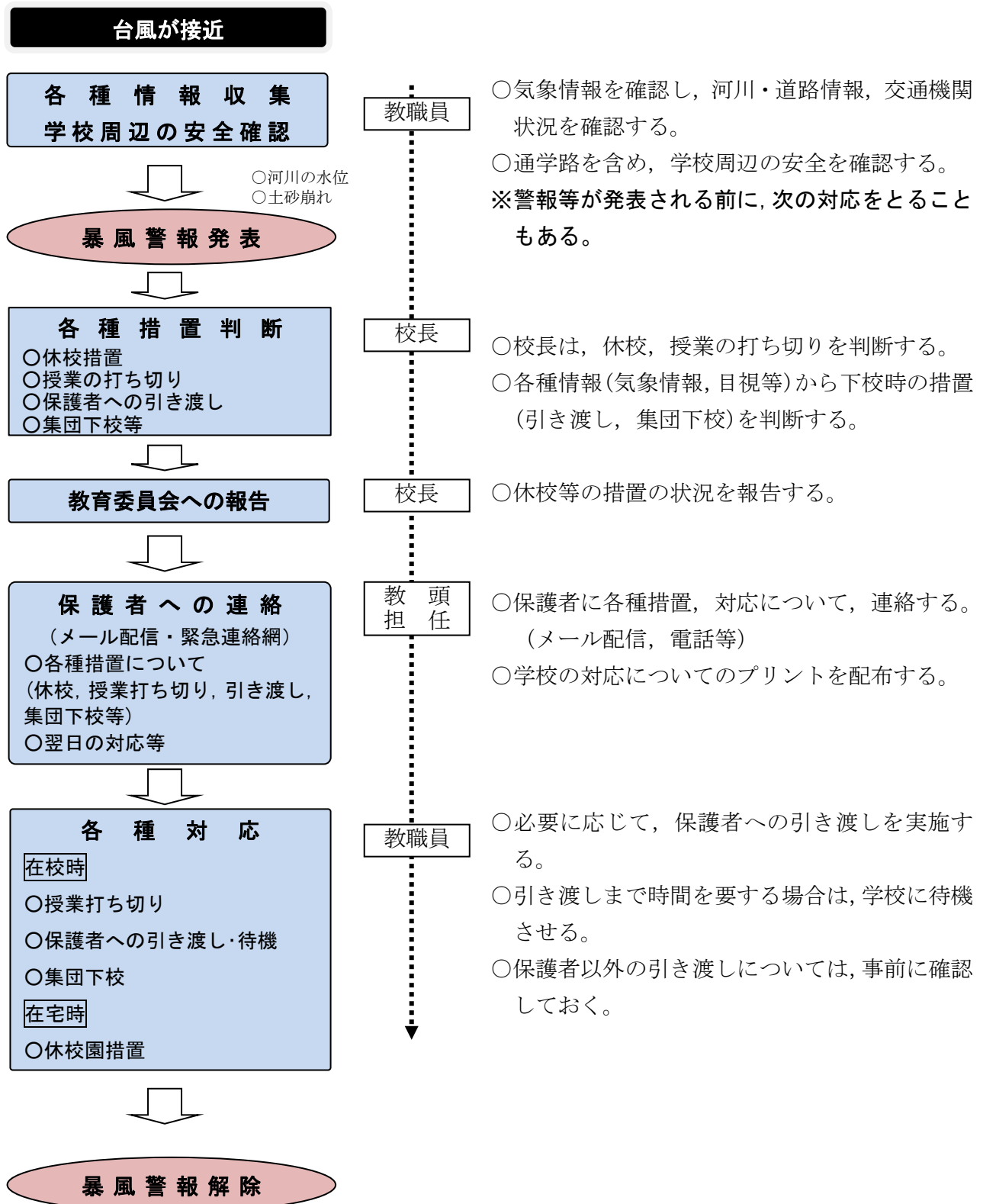
第Ⅱ章-3 突風・竜巻発生時の対応

○竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応（災害発生前～発生時～発生後）。



第Ⅱ章－４ 風水害想定の場合の対応（台風接近や暴風，大雨，洪水，大雪警報等の発生時）

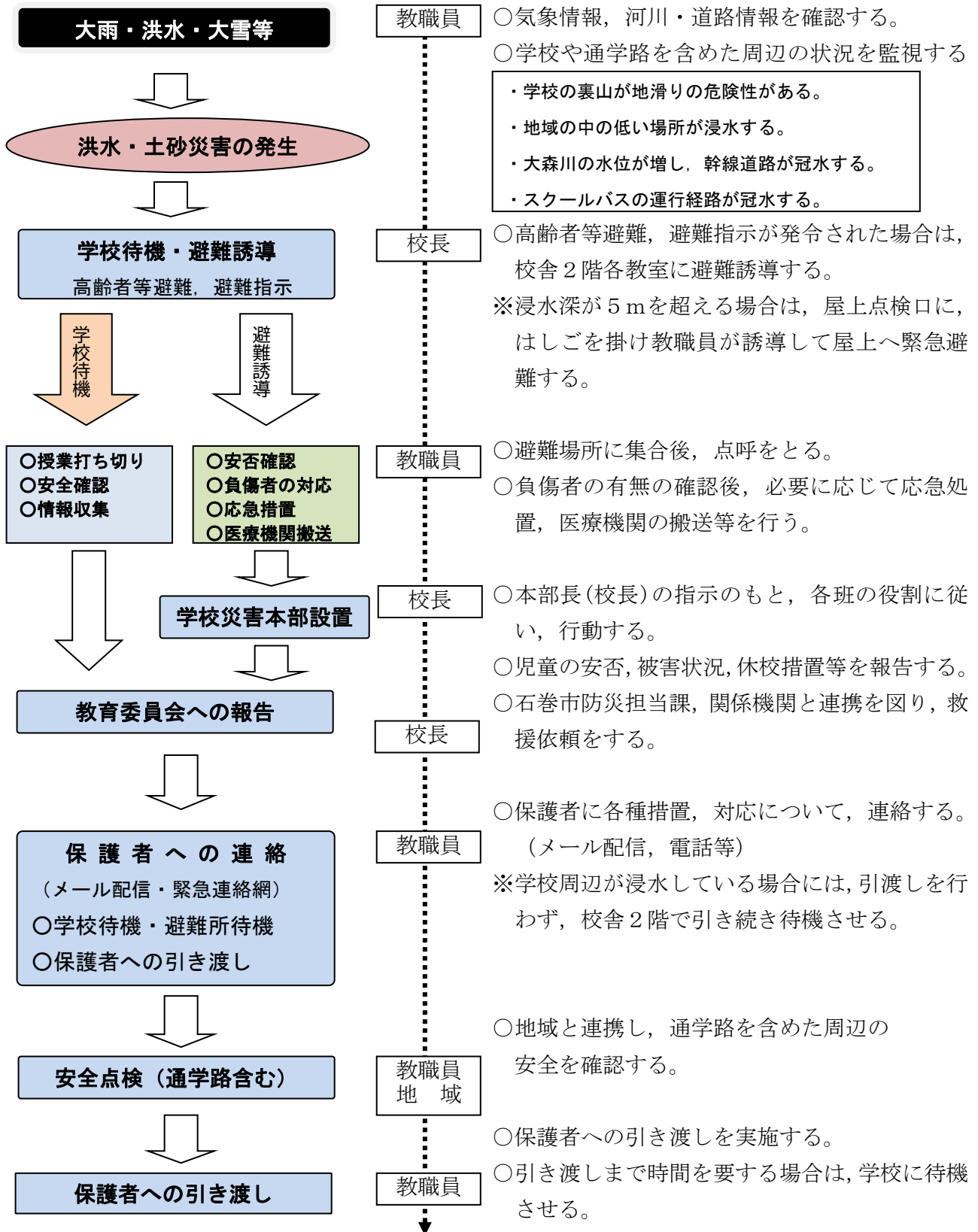
（１）暴風警報発表時の対応（災害発生前）



本校の浸水深（海拔）

本校は海から遠い場所に立地しているため，津波の浸水は想定されないが，近くを流れる北上川の氾濫による浸水は予想される。学校付近は，海拔3～5mの平地にあり，石巻市のハザードマップでは，北上川堤防決壊の場合，学校付近は0.5～3mほど浸水すると予想されている。

(2) 災害発生時の対応（在校時の発生）



【特別警報発令時の対応】

大雨特別警報・暴風特別警報・大雪特別警報等の場合には、臨時休業または授業の打ち切り等の対応を決定する。(校長・教頭・安全主幹・教務主任)

3) 大雨注意報, 強風注意報及びそれに準ずる状況時の対応 (下校時の安全確保)

大雨注意報, 強風注意報発表及びそれに準ずる状況

**各種情報収集
学校周辺の安全確認**

○通学路状況

各種措置判断
○下校時刻の変更
○保護者へお迎えの際の連絡を入れる

臨時打合せ
○職員に対応の指示, 共通理解

保護者への連絡
(メール配信)
○各種措置について
(下校時刻変更, お迎え時のお願い, お迎え待ち終了時刻等)

各種対応
○下校時刻の変更
○児童クラブ職員への引き渡し
(教頭が事前に連絡)
○スクールバス利用児童の乗車
までの引率
○迎えに来た保護者への引き渡し・待機
○近隣の児童の引率

校長に下校完了の報告
○各担任から児童の下校の状況を教頭に報告する。
○教頭から校長へ状況を報告する。

教頭
安全主幹
教務

校長

教頭
安全主幹

安全主幹
教務
7年部
担任

○気象情報を確認し, 河川・道路情報, 交通機関状況を
確認する。

○通学路を含め, 学校周辺の安全を確認する。

○校長は, 下校時の安全確保のための対応を判断
する。

○各種情報(気象情報, 目視等)から下校時の措置
を判断する。

※警報に変わった場合は, 解除されるまで学校に
待機させる。原則として大雨警報解除後に安全
確認をし, 保護者に引渡しを行う。

○保護者に各種措置, 対応について連絡する。(メ
ール配信)

※原則として南側駐車場に車を止め, 昇降口まで
迎えに来るようにお願いします。昇降口で職員に
学年と名前を告げてもらうようにする。

○児童と担任は下校の用意をし, 各教室で連絡が
入るまで待つ。

○7年部職員は, 以下の対応をとる。

1 教務は校内アナウンスで以下の順に下校の
連絡を入れる。

①児童クラブに行く児童は昇降口へ。
児童クラブ職員に迎えに来てもらう。

②スクールバス児童は昇降口へ。()

2 7年部はトランシーバーを持ち, 昇降口と職員
室に分かれる。

① 昇降口 () () …迎えに来た
方の児童名を確認。トランシーバーで各
学級に連絡

② 学級内で迎えが最後まで来ない児童名を
トランシーバーで職員室に連絡。

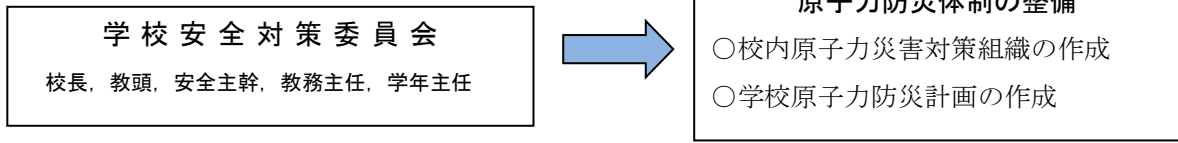
※職員室から再度家庭に連絡

3 近隣の児童で, 設定時刻までに家庭で迎え
に来られず, 歩いて帰らなければいけない児
童がいた場合は, 職員 () がついて下
校する。※迎えが遅れる連絡有の児童は待機

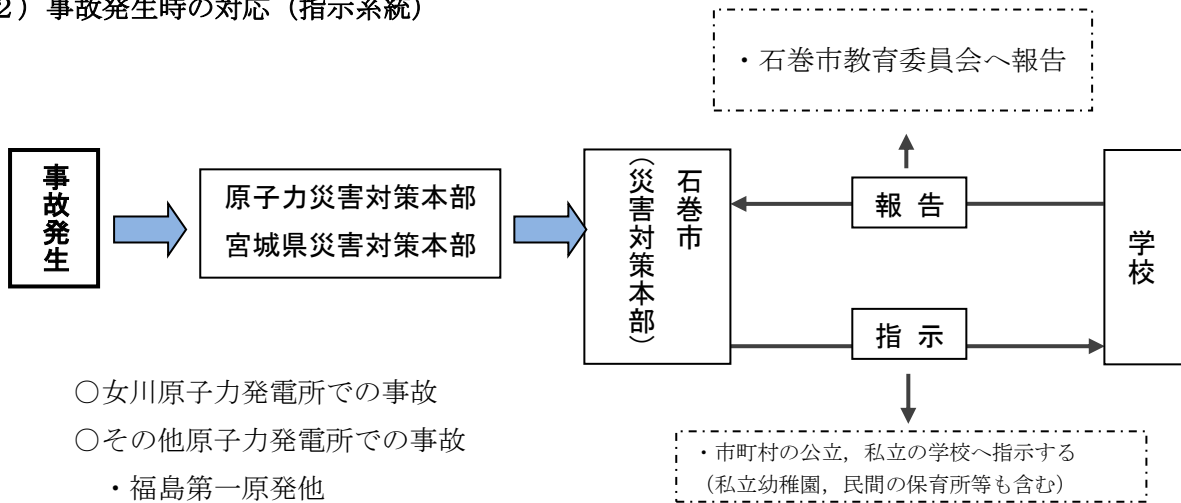
留意事項
・時間的, 人的な余裕がない場合は, 保護者に2階各教室へ児童を引き取りに行ってもらいたいことを考える。(マスク着用, 手指の消毒等の感染症対策をしていただく。)
・下校の対応が必要になる場合は, できるだけ早い時間に職員に一報を入れる。

第Ⅱ章－5 原発事故発生時の対応

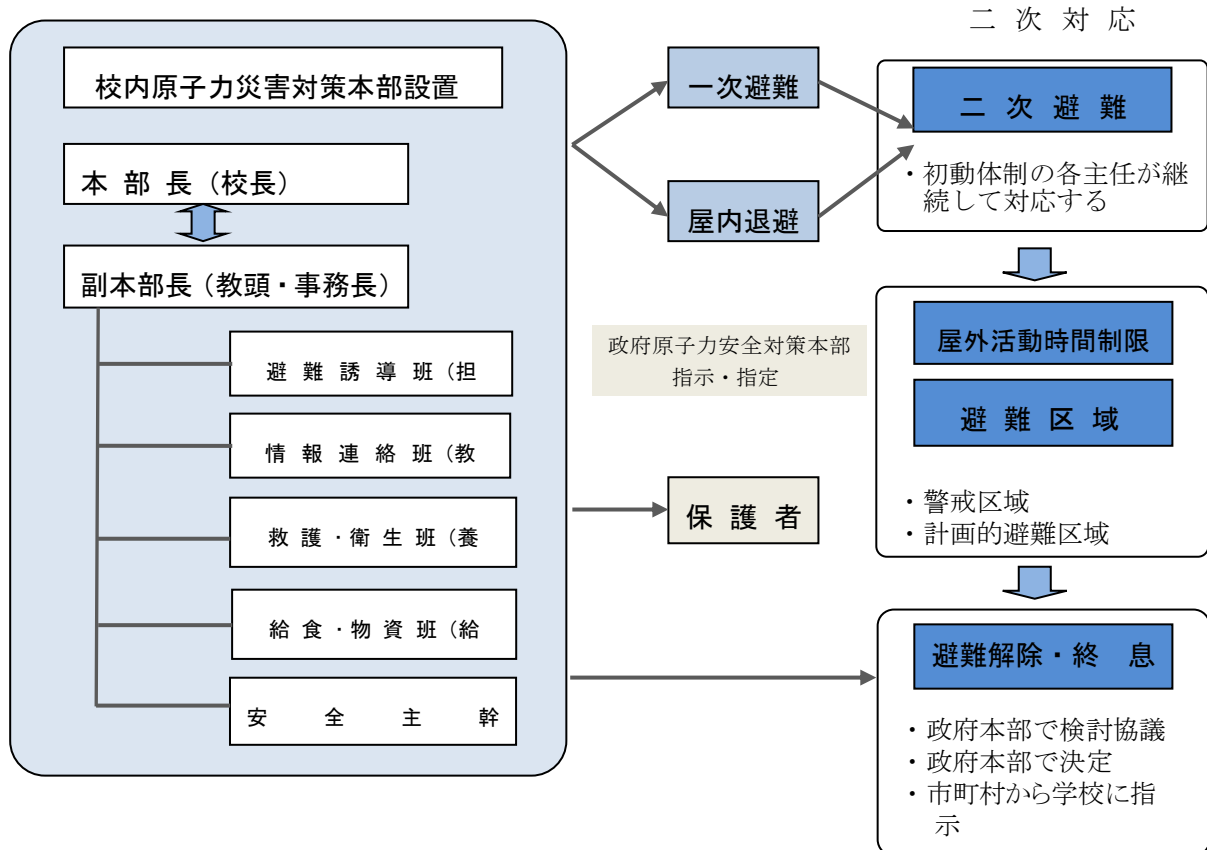
(1) 防災体制の整備



(2) 事故発生時の対応 (指示系統)



(3) 学校での初動体制



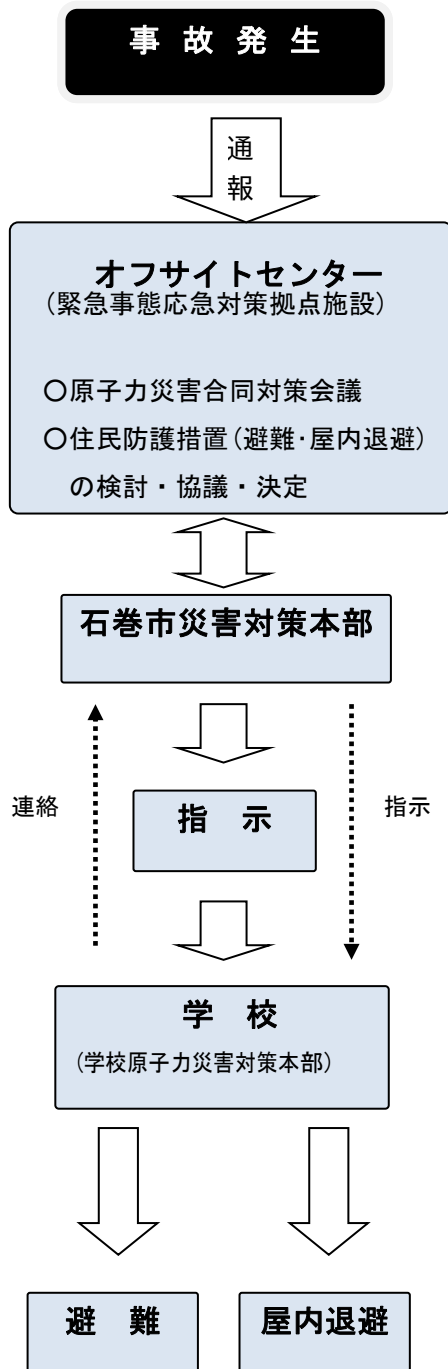
(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割

担 当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本 部 長 (校長)	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校原子力災害対策本部を設置する。 ○石巻市からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 ○所管の石巻市教育委員会へ随時状況を報告する。
副 本 部 長 (教頭・事務長)	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域に対して窓口となり、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。
避難誘導班 (学年主任等)	<p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校での屋内退避では、待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 <p>避 難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難時、石巻市が手配した車両に児童が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。 	<p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教室内へ速やかに退避させる。(窓、カーテンを閉める、換気扇を止める) <p>避 難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内に退避させた後、指定された避難所避難誘導する。(手配された車両等により)
情報連絡班 (教務主任等)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を迅速かつ的確に伝えることができるように連絡網を作成する。(メール配信含む) ○情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難状況等について保護者の問い合わせに対応する。 ○避難している児童に必要な情報を提供する。
救護・衛生班 (保健主事・養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ○救急用品の確保及び救護体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
給食・物資班 (給食主任)	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の保管場所を事前に確認しておく。 ○災害時の物資について常備するものを石巻市担当課と確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○石巻市災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
安全主幹	<ul style="list-style-type: none"> ○学校原子力防災計画を作成する。 ○原子力安全に関する学習プログラムを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長の指示のもと、教職員間、石巻市災害対策本部との連絡調整を行う。

(5) 場面に応じた災害への対応(教職員)

場 面	災 害 対 応 策
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が在校中(授業中・休み時間・放課後)に原子力災害が発生した場合の、避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登 下 校 中	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線や広報車などの放送等をしっかり聞いて指示に従うように、児童及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。
校 外 活 動 中	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、石巻市災害対策本部の指示に従って、児童の安全を確保する体制を整えておく。
休 業 日 (夜間・休日)	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅にいた時に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、児童の所在を確認する。(教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合)

(6) 情報連絡体制



○原子力事業所における事故により、環境への基準以上の放射線物質など異常な事象が発生した場合は、事故発生事業者の防災管理者は、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条1項の規程に基づき、知事・石巻市長に通知する。

(オフサイトセンターは災害時に国、県、市町村、原子力事業者等が集まり、災害対策を行う拠点施設)

○原子力災害発生時には、原子力災害合同対策会議を設置し、情報共有、意思統一を図り、迅速・的確に緊急事態応急対策を検討・協議・決定する。

○石巻市が定めた避難計画等により、事故のレベル、風向きなども考慮して避難措置を行う。

○オフサイトセンターから受けた情報は、あらゆる広報手段で地域住民に伝える。

○学校独自の判断で対応せずに石巻市災害対策本部の指示に従って行動する。市の指示があった時点で教育活動を中止し、速やかに保護者への引渡しを開始する。

(原則として各家庭の自家用車で避難)

○学校において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、石巻市災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。

避難

引渡しができなかった児童については、石巻市災害対策本部からの指示により、石巻市が準備した車両によって、放射線被ばくを低減できる指定された避難場所へ移動する。

(登米市中田総合体育館)

屋内退避

石巻市災害対策本部からの指示により、教室等の屋内退避することにより、放射線の防護を図ることができる。

学校では、屋内退避の指示が発令された場合は児童を速やかに教室等に避難させ、窓、カーテンを閉めるなど次の指示がでるまで待機させる。

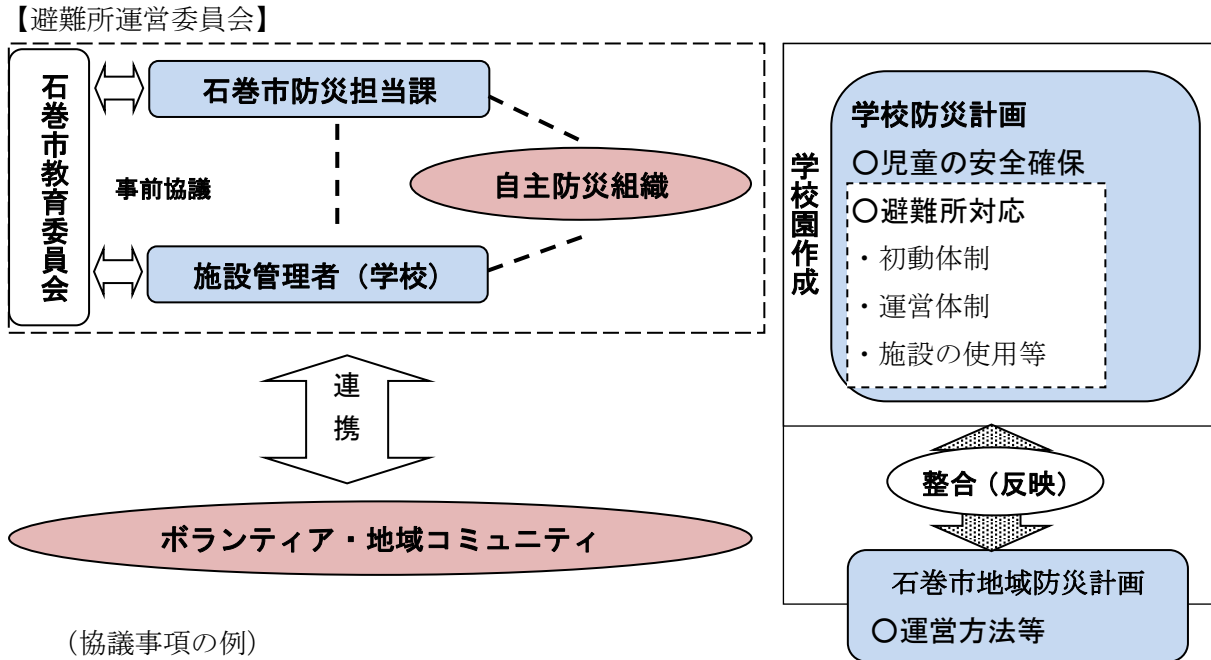
※県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、原子力施設が警戒事態となる。異常事態の発生の恐れがあるため、原子力災害からの避難に備え、引渡しを行う。ただし、津波警報が出されている場合は解除されるまで引渡しを行わず、学校に待機させる。

※児童の引渡しが完了している場合、教職員は、校長の指示により各自の居住地に応じた避難先へ一時避難する。

第Ⅱ章－6 避難所開設・運営協力（避難生活避難所）

（1）運営協力体制等について

- ① 石巻市防災担当課，関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや避難場所・避難所の運営方法について，定期的な協議，訓練等を通じて，共通理解を図る。（必要に応じて石巻市教育委員会が加わる）〔学校施設管理者（校長），教頭，安全主幹，避難所支援班長〕



（協議事項の例）

- ・施設開放区域と使用禁止区域の確認
- ・鍵の保管，解錠方法（教職員がいる時間，夜間，休日等）

※教職員がいる時間帯では，校長の指示により校舎・体育館を解錠する。

夜間，休日等で教職員がいない場合は，

- ①校長の指示により，学校付近に在住している教職員が交通状況・道路の状態等の安全を確認

した上で，迅速に校舎・体育館の解錠にあたる。

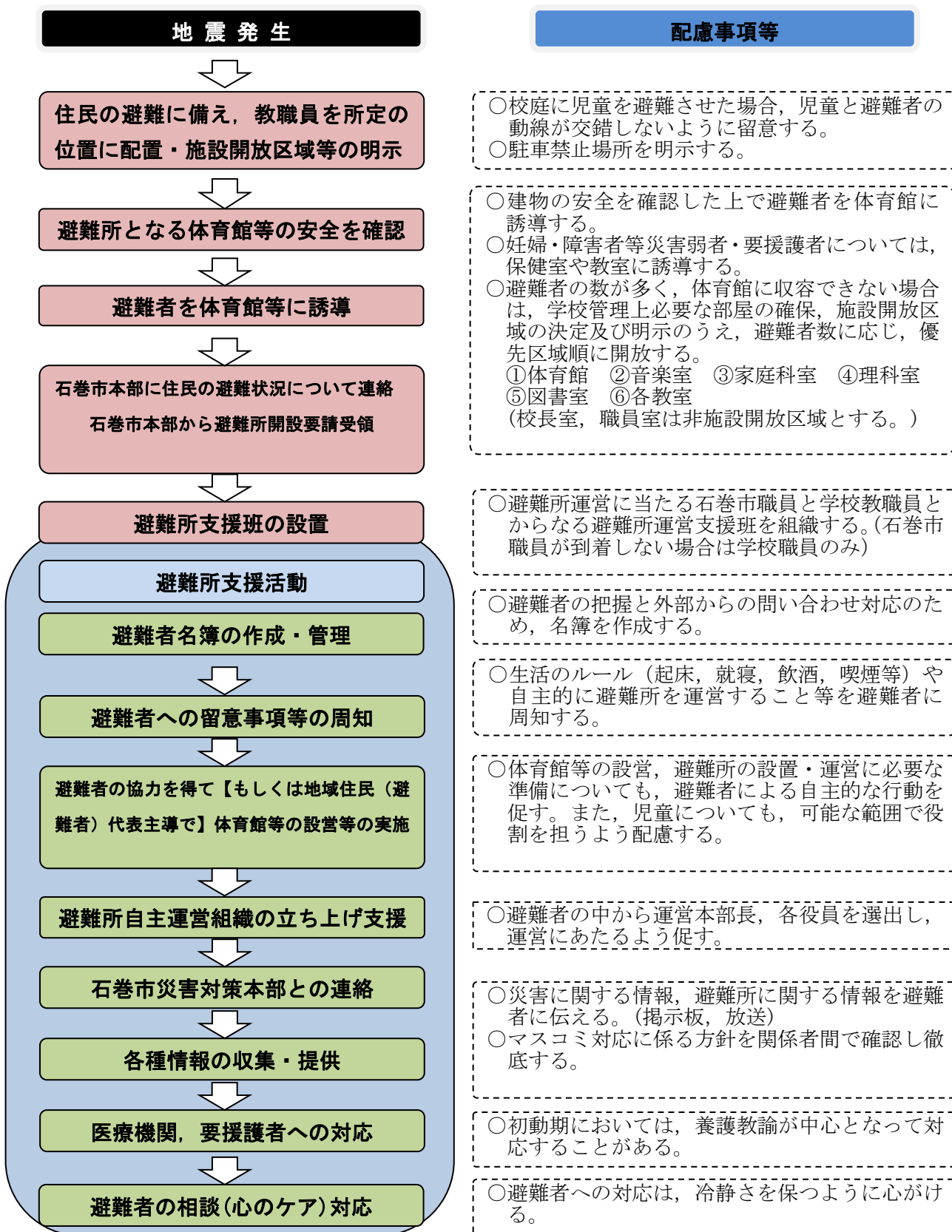
- ②地域の方が緊急時学校施設解錠キーボックスを開けて解錠。

- ・資機材等の保管状況
- ・避難所における業務と役割等

- ② 学校施設が，避難所，避難場所に指定される際は，石巻市防災担当課と施設の使用条件や運営方法等に関する協定書等を取り交わしておくことが大切である。
- ③ 避難所対応に教職員が混乱し，児童の安全確保に支障を来すことがないように，学校防災計画上の避難所にかかる対応方針等については，あらかじめ石巻市が作成する「石巻市地域防災計画」との整合性を十分に図ることが必要である。
- ④ 児童が避難所運営上の一部の作業等に携わるようにすることは，将来の地域防災の一翼を担う人材育成を行う観点からも，また，避難者が積極的に避難所運営に携わる意識を高める上でも効果があるため，可能な範囲で役割を担いよう配慮することが適当である。
- ⑤ 避難所が開設された場合の留意事項については，「第Ⅰ章－3 校内災害対策本部」にも規定されているので参照すること。

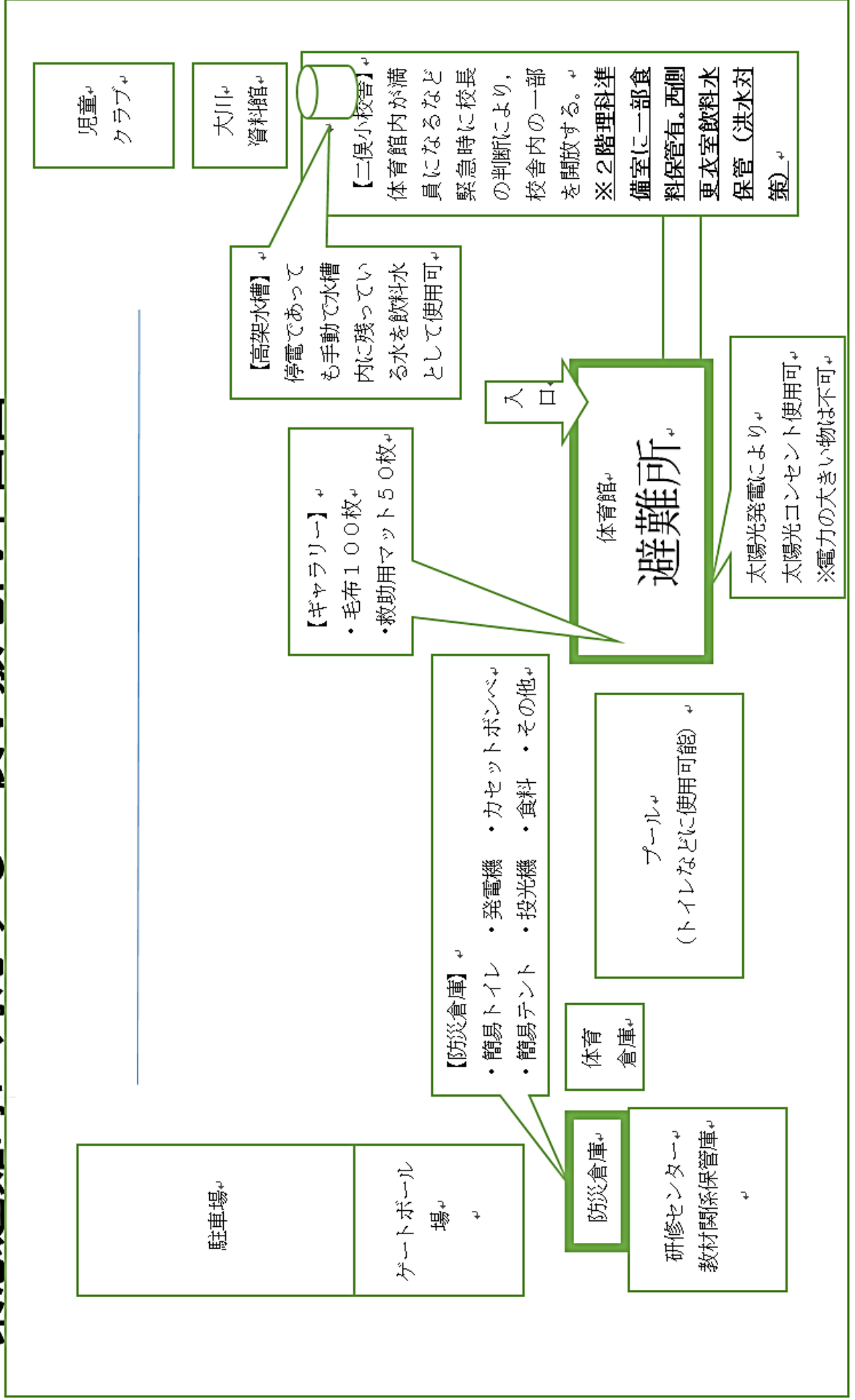
(2) 学校の避難所設置・運営にかかる協力（発災初期段階）

※学校に教職員等がいる時間帯において地震が発生し、石巻市からの避難所開設要請の前に住民が避難してきた場合を想定

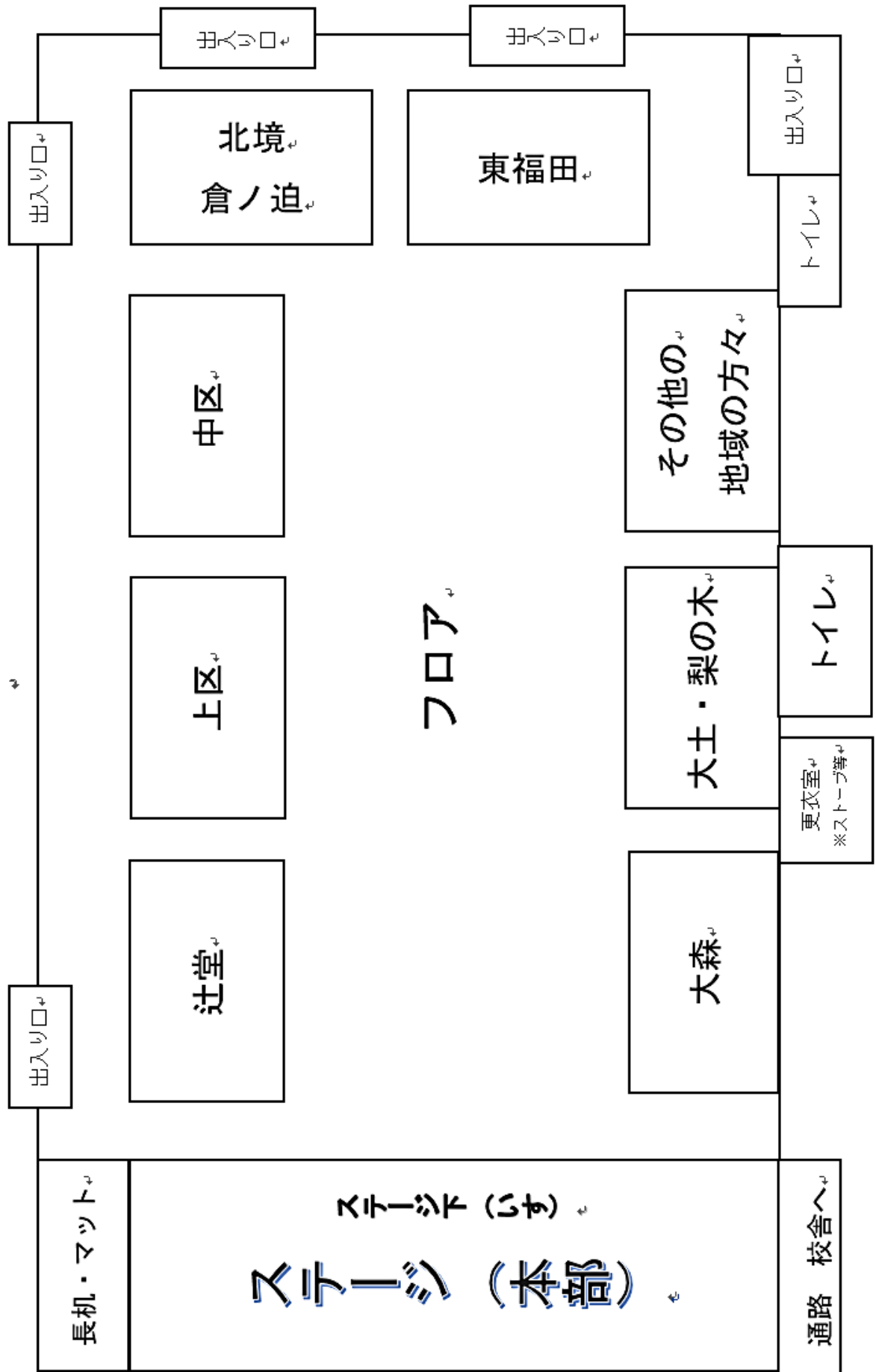


※1 上記の他、学校に教職員等がない時間帯に災害が発生した場合の対応についても石巻市、地域住民と協議の上、予め調整しておく必要がある。
 ※2 上記に示した内容の詳細については、予め石巻市が作成する石巻市地域防災計画に定め、地域住民等に事前に理解を得る必要がある。

緊急避難時に対応する二俣小敷地内平面図



体育館内避難位置



第Ⅱ章－6 掲示場所写真



昇降口に掲示「緊急避難時に対応する二俣小敷地内平面図」 AED設置



体育館キーボックスと入口の掲示

左：緊急時学校施設解錠キーボックス（体育館外入口前）

中：「緊急避難時に対応する二俣小敷地内平面図」「避難所入口」「AED設置」

右：「体育館内避難位置」（地区ごとの場所表示）（入口掲示板）

第Ⅱ章－7 学校再開

○教育再開への取組

児童、教職員の被害状況の確認

- 児童の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童の被害状況を確認する。(避難先、連絡方法、健康状態等)

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

○地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校施設・設備等の点検

- 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険の箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒
- 移転先での学校再開の準備

○災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。
○ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
○理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。
○校舎内へ浸水があった場合は、清掃、消毒を実施する。

通学方法の確認と通学路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバスの確保

○通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。
○公共交通機関の再開の目途を確認する。
○状況によってスクールバスの使用について検討する。

教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配置
- 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
- 文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資)
- 心のケア(スクールカウンセラーとの連携)

○当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。
○教科書、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
○スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。
○マスクミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭が行う。

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

○学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 石巻市教育委員会、給食センターとの調整

○給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。
(簡易給食の手配、栄養のバランス等)

第Ⅲ章—1 心のケア

災害時における子どもの心のケアについて

1 心のケアの必要性

大きな災害が発生した時や事件事故に遭遇したときなど、強い衝撃や恐怖を受けると、心にも大きな影響を受け、さまざまなストレス反応が現れる。誰にでも起こりうる自然な反応で、時間の経過とともに収束していく。場合によっては、ストレス症状が長引き、生活に支障をきたすこともある。日頃からの健康観察を徹底し、情報の共有を図り、無事に乗り越えていけるように支援していくことが必要である。

○心身のサインを見逃さないように健康観察等を行う。

○災害、事故発生時には、日頃から抱えている心身の健康問題が表面化しやすいので、留意する。

○非日常の出来事が起きた際に、物理的に日常に戻すことは、子どもへ安心、安全感を持たせるのに大事である。学校生活の中で、教師が落ち着いて「いつもの関わり」を行うことで、子どもの安心感・安全感の保障になり、回復につながる。

○数週間のうち適切な対応ができていれば、大半の健康な子どもの反応は収束する。

2 時系列による影響の特徴例とその対応

(1) 児童に現れやすい症状

経過	子供の症状	対応の重点
災害直後から 2～3日 【急性反応期】	<ul style="list-style-type: none"> ・ショック状態になるが、自然なストレス反応である。 ・突然のできごとを、理解できず、現実感がなくなり混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの安全確保 ・外傷等の手当て ・水や食料等の確保 ・安否確認と被災状況等の確認 ○混乱している子どもには、細かい描写はせず、わかりやすく説明する。
災害から 1週間程度 【身体反応期】	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐など ※強いストレスが加わると、短期間に身体に様々な変化や変調が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○受容的、支持的に対応する。 ○既往症から、症状の悪化に注意する。 ○身体的な諸検査を行い、必要な処置をする。
災害から 1か月程度 【精神症状期】	<ul style="list-style-type: none"> ・注意集中が困難、怒りっぽくなる、多弁、多動、攻撃的になる 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの訴えをよく聞く。 ○子どもに寄り添う。 ○安心感を増す言葉をかける。

	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ状態, 躁うつ状態 	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉かけを多くして, 簡単な手伝いをさせる。 ○非日常がずっと続くのではなく, 日常は必ず戻ることを伝え, 安心させる。
災害から 1か月以降	<p>【日常生活に支障が出る場合】 (PTSD 含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的な再体験症状 (フラッシュバック) ・回避症状(体験を連想させるものからの回避) ・覚せい亢進症状 (感情や緊張が高まる) 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが自ら心配して訴える時には, 時間を準備し子どもの話を十分に聞く。 ○子どもに何か気になる行動や情緒的反応が認められても, 子ども自身が心配していなければ, その問題を積極的に取り上げない。 ○非日常がずっと続くのではなく, 日常は必ず戻ることを伝え, 安心させる。 ○友だちと遊んだり話したりする機会をつくる。 ○子どもが嫌がることをさせない。 (例)・震災のできごとを放映しているテレビ番組を無理に見せない。 ・当時の情報を詳しく聞かない。

※数週間のうちに適切な対応ができていれば, 大半の健康な児童等の反応は収束する。

※期間は目安であり, 災害の程度や復旧の状況等により, 子どもに現れる反応の強さや現れる時期が遅れて出たり, 長期化したりすることもある。そのため, 中期・長期にわたって継続的な対応が必要となる。

長期的に継続的な支援を行う。

遅発性の PTSD	災害の数か月後に PTSD の症状が現れることがある。
アンバーサリー反応	災害が発生した日が近付くと, 不安定になるなど, 様々な反応が現れる。
被災の再体験	幼少期に被災した場合, 被災について理解できないまま, 成長していることがある。発達に伴い, 理解を深められるようになった際, 被災体験を再び受けることがある。

(2) 災害発生からの取り組み

	管理職	学級担任	養護教諭
災害から 学校再開まで	<ul style="list-style-type: none"> ○安否の確認と心身の健康状態の把握 ○校内体制の組織作り <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア委員会 ○地域の関係機関との協力体制 ○地域の避難所の把握 ○保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○安否の確認と心身の健康状態の把握 ○家庭・避難所訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの被災状況の把握(様式1) ・子どもとの面談により, 心の安定をはかる。 ○学校再開に向けての準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○安否の確認と心身の健康状態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭, 避難所訪問 ・健康観察の強化 ・教職員間の情報共有 ○心のケアに関する啓発資料の準備 ○被災状況調査用紙の準備

	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察強化の依頼 学校の被災状況の伝達(正確な連絡, 啓発資料の配布) 通学路等の被害把握 <p>○緊急支援チームの受け入れの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置 SC との連携 	をし, 見通しを伝える	(様式1)
学校再開～ 1 週間	<p>○心身の健康状態の把握</p> <p>○保護者への啓発活動</p> <p>○朝礼等で心のケアに関する講話</p> <p>○安全, 安心の確保への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の拡大, 二次的被害の防止 <p>○教職員の心のケアに関する校内体制の組織作り</p> <ul style="list-style-type: none"> チームでの活動 休息をとらせる 	<p>○心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察を強化し, 平常時との違いを見極める。 健康状況の質問紙調査を行う。 健康相談の希望調査 <p>○保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭での健康観察の強化依頼し, 情報交換を行う。 心のケアに関する啓発資料の配布 	<p>○心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察の強化 健康状況の質問紙の準備し, 集計結果から相談活動を行う 心のケアの資料提供 SC 等との連携 健康相談の実施 <p>○心のケア研修会準備</p> <ul style="list-style-type: none"> SC から子ども対応への助言やストレス対応に関する研修会を行う。
学校再開 1 週間後～	<p>○心身の健康状態の把握</p> <p>○保護者への啓発活動</p> <p>○安全, 安心の確保への対応</p> <p>○教職員間の情報共有, 校内体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 全職員でのサポート体制を整備する。 	<p>○健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康状況の質問紙調査を継続して行い, 記録を積み重ねる。 健康観察を丁寧に行い, サインを見落とさないようにする。 <p>○教職員間の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 全職員でサポートする <p>○健康状態の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭との連絡を密にし, 情報の共有を行う。 保護者の心の安定を図れるよう養護教諭, SC と連携し相談活動を行う。 <p>○心理教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 養護教諭・SC と連携し, ストレスマネジメントやグリーンケアを行う。 保護者のへの啓蒙 	<p>○心身の健康状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報や結果をもとに, SC 等と連携し, 「早急な対応が必要か」「医療が必要か」など判断する。 保護者と相談活動を行う。 日常生活に支障が出ている子どもがいる場合には, 保護者に連絡し, 医療・専門機関と連携を図る。 心のケアに関する啓発資料を配布する。 子どもに心理教育を行い, ストレスマネジメントについて理解させ, リラクゼーションの方法を身につけさせる。 <p>○教職員の心のケアに関する研修会を行い, 理解を深める。</p>

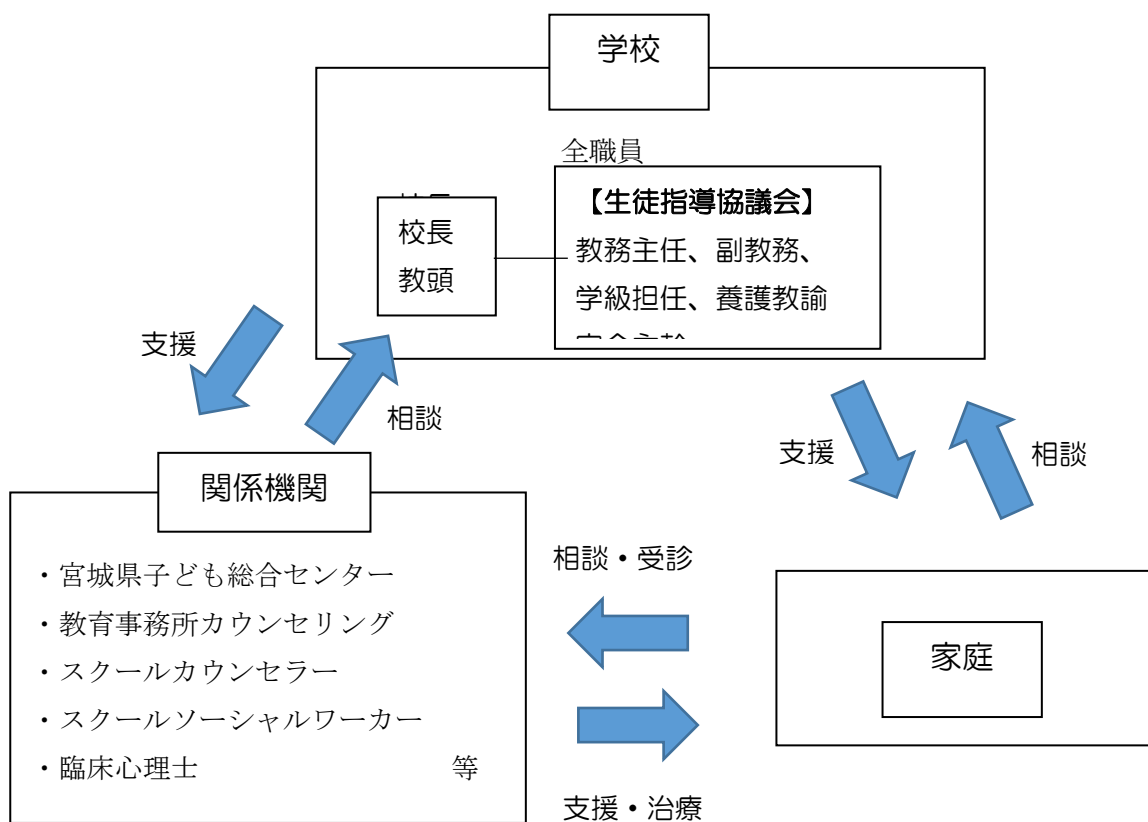
※健康観察の重要性

※教職員間の情報の共有

※緊急時の外部支援の受け入れについて

災害初期の心のケアにとって大切なのは、安全・安心の確保であることから、やみくもに介入することをせず、専門医に確認、相談する。また、時期、状況、子どもの状態を十分考慮し、学校の主体的な取組と同じ方向性を有するか判断する。

3 家庭や関係機関と連携した心のケア体制



教職員の健康管理

(1) 日常の健康管理

災害後、教職員の多くが心の外傷を被っている。教職員自身のケアは、後回しになりがちだが、教職員が心の安定を保つことは、子どもの小さなサインに気づき、ケアしやすい状態となるため大切である。

(2) 危機発生時、災害発生時の対応

災害時には、教職員自身やその家族も被災しながら、活動しなければならないことがある。また、ふだんと違った業務をこなしたり、見通しがもてなかったり、休息が取れなかったりすることもある。子どもが被災したり、心のケアが必要な子どもを支援したりするうちに、教職員自身に様々なタイプのストレス（二次被害）が生じやすいことに注意する。

(3) 学校の体制として

- ・被災した教職員に現実的な配慮を行う。
- ・チームを組んで対応する体勢をとる。
- ・活動の終わりや活動の節目に、活動の内容と自分の体験や感じたことをチーム員等と話し合い、共有しておく。
- ・教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- ・教職員の中で心配な人がいる場合は、SC と相談し、見立てをもらう。管理職は SC の見立てにより、医療受診のすすめや負担の軽減などを行う。
- ・支援活動中は、必ず時間を決めて休憩をとる。また、決まった時間で交代する。
- ・疲れがたまった時は、一時活動を中止する。本人に中止の意思がない場合は、リーダーが中止させる。
- ・状況により、心の健康に関する振り返りを行う。

(4) 教職員個人が心がけたいこと

ストレスをためないために

- ・深呼吸で落ち着きを取り戻す。
- ・自分の仕事をほめ、職員同士で評価しあう。
- ・同僚や周囲の人に体験を話し、感情を吐き出す。
- ・軽い運動やリラクゼーションを行い、気分転換をはかる。
- ・日常のことに手をつけてみる。
- ・十分な栄養をとるようにする。
- ・家族や身近な人と話をする。

次のようなことは避けましょう

- ・アルコールや薬物の乱用。
- ・寝酒（寝酒はむしろ睡眠にはよくない）
- ・過食をする。
- ・長時間一人きりで活動する。
- ・自身の健康や身だしなみをおろそかにする。
- ・ほとんど休憩を取らずに「ぶっ通し」で働くこと。

操作説明(半固定型無線装置)

電話をかける

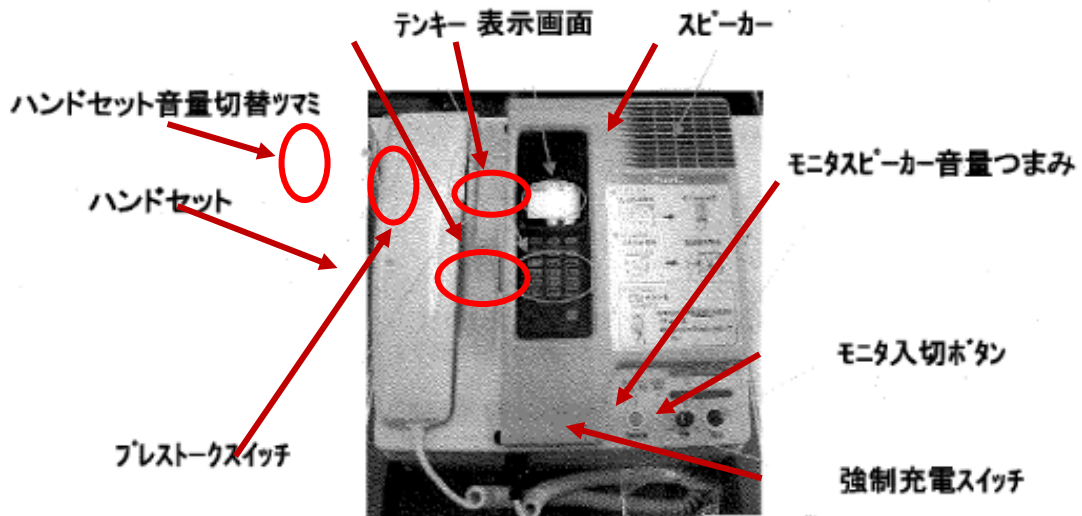
- ①受話器を取る
- ②ダイヤルする
 - ・個別に呼び出す場合 : テンキーで数字3桁の相手番号を入力
 - ・グループで呼出す場合 : 「#」+数字2桁のグループ番号を入力
- ③「採用」ボタン押す
- ④通話をする
- ⑤受話器を戻して通話終了

電話を受ける

- ①通信種別毎の呼出音が鳴る
 - ・個別に呼び出された場合 : トブルブルブル...
 - ・グループで呼出された場合 : トビピッ...
- ②受話器を取る
- ③通話をする
- ④受話器を戻して通話終了

緊急連絡を行う

- ①「緊急」を2秒以上押す
- ②緊急連絡が統制局に受け付けられると、表示画面に「受付完了」と表示される
- ③統制局から折り返しの連絡を待つ



第三章-3

二俣小 緊急時の備蓄物品一覧

2023. 2. 25現在

災害備品リスト

	備蓄品		数量	保管場所	備考
1	仮設トイレ	ベンクイック	1	体育館男子更衣室	
2	仮設トイレ	非常用トイレセット	6	〃	
3	車椅子		1	〃	福祉部福祉総務課
4	折りたたみベッド		3	〃	福祉部福祉総務課
5	発電機		1	〃	支所地域振興課
6	ハロゲン投光機		2	〃	支所地域振興課
7	石油ストーブ		4	〃	支所地域振興課
8	大型扇風機		3	〃	
9	マスク(大人用M)		2400	〃	
10	避難所用開設物品一式		1	〃	
11	簡易担架		1	体育館フロア・プール入口側壁	
12	毛布		150	体育館ギャラリ	
13	救助用マット		50	〃	
14	給水タンク		10	〃	
15	仮設トイレ	サニターⅡ	5	〃	
16	軍手		15	〃	
17	マスク		300	〃	
18	トイレ用ペーパー		150	〃	
19	ポケットティッシュ		500	〃	
20	救護マット「アイマット」		5	〃	
21	救急箱		1	〃	
22	食糧	パン(24缶)	2	校舎2階理科準備室	期限2024. 3支所
		わかめごはん	50	〃	期限2024. 3支所
		五目ごはん	50	〃	期限2024. 3支所
		ドライカレー	50	〃	期限2024. 3支所
23	食糧		300	防災倉庫	R4.10.14 搬入
24	保存水(500ml×24本)		600	〃	R4.10.14 搬入
25	保存水(500ml×24本)		21	防災倉庫	期限2024. 4支所
26	懐中電灯		10	〃	
27	太陽光ランタン		2	〃	
28	DS. TV		1	〃	
29	携帯充電器		2	〃	
30	カセットボンベ		12	〃	
31	電池		40	〃	
32	カセットコンロ		1	〃	支所地域振興課
33	発電機(本田製)		1	〃	危機対策課
34	発電機※定期的に使用		1	〃	支所地域振興課
35	燃料(発電機用)		1	〃※危機対策課で交換の予定	危機対策課
36	エンジンオイル(発電機用)		0	〃※危機対策課で回収, 配備の予定	危機対策課
37	コードリール		3	〃	赤十字社
38	投光器 LIHGHT BOY		1	〃	赤十字社
39	ランタン GENTOS		40	〃	赤十字社
40	電池(単一)		20	〃	赤十字社
41	非常用トイレ		20	〃	赤十字社
42	簡易便座		13	〃	赤十字社
43	テント		10	〃	赤十字社
44	パーテーション		5	〃	赤十字社
45	簡易テント (パーテーションプライベートルーム)		2	〃	赤十字社
46	マスクS(子供用)	段ボール箱	5	〃	
47	スコップ[剣]		3	校舎玄関脇	
48	一輪車		2	校舎裏の倉庫脇	
49	スコップ[剣]		多数	〃	
50	スコップ[角]		多数	〃	
51	バール		2	校舎裏の倉庫内	ダイヤル錠

※防災倉庫は支所が管理しているが、鍵の一つは学校のキーボックスにある。
 ※防災倉庫内には、上記の他に期限(2019,2020.3 等)の切れた水や食料, 手指消毒剤がある。
 ※体育館放送室にコードリールが2つある。

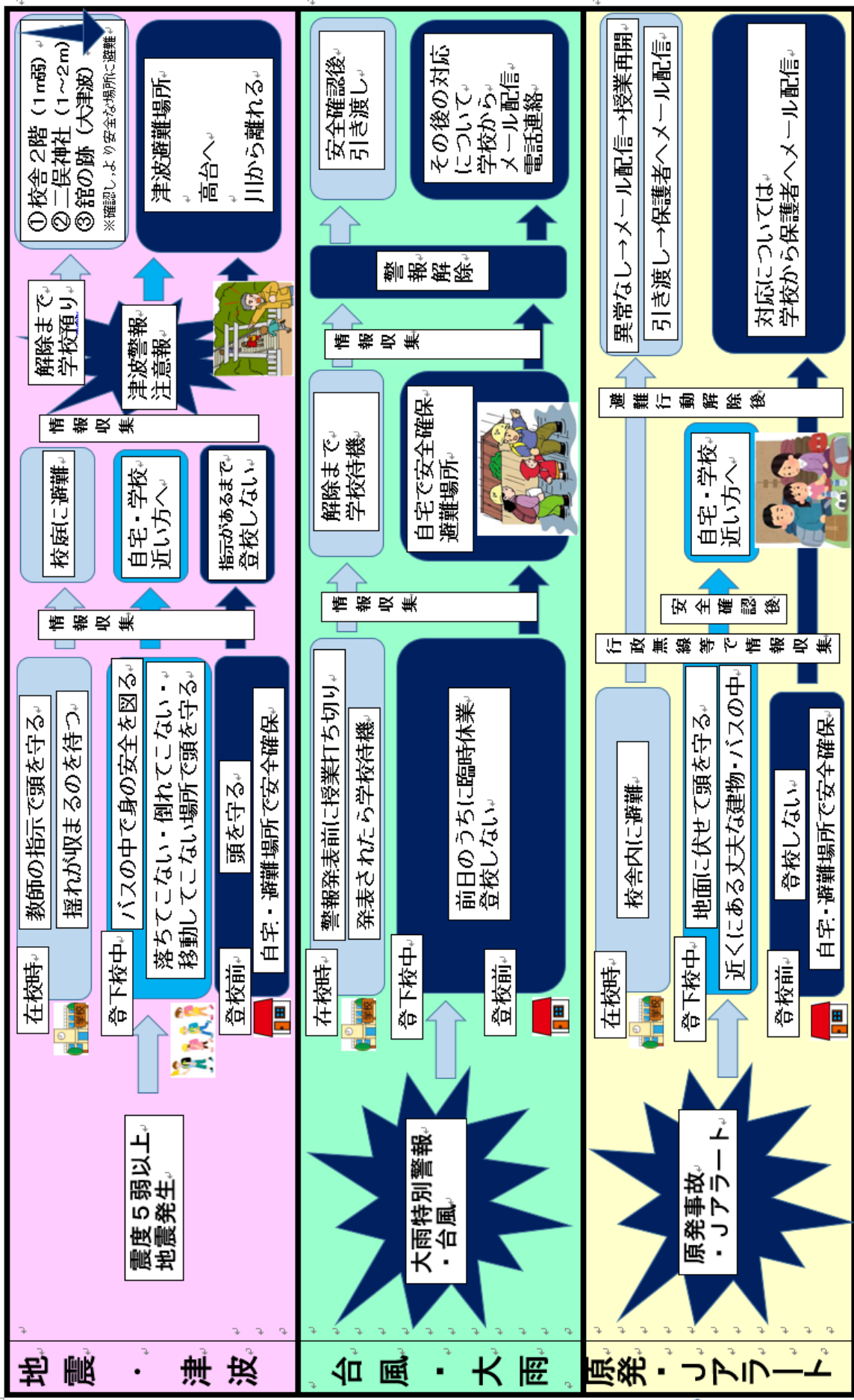
大規模地震発生、津波警報及び大雨に関する気象情報並びに全国瞬時警報システム（Jアラート）等発表時における対応について

令和5年2月改定版 河北地区小・中学校
 石巻市内に大規模地震（震度5弱以上）の発生や津波警報（注意報や大津波警報も含む）、大雨に関する気象情報、全国瞬時警報システム（Jアラート）の発表時は、以下のように対応いたします。

	登 校 前	登 校 中	登 校 時
震度5弱以上の地震発生時	①学校には登校せず、各自で安全な場所に避難してください。 ②学校からのメール配信や電話での連絡を待ち、指示に従って対応してください。 → 指示があった場合は、安全に留意して学校に登校してください。	①地震が起きた場合は、速急の安全に留意しながら、学校が自宅又は避難場所のいずれか近い方に避難してください。 → ただし、自宅に家族がいない場合は、安全が十分に確保できれば学校に避難してください。学校では、児童生徒の安全を確保します。 ②スクラムバスについては、乗降手さかぬ乗降生を知らせるので、バスの中で身の安全を確保してください。	①先生の指示に従い、校庭に避難してください。 → 異常がなければ、授業を再開します。 ②引越下校措置の連絡があった場合、保護者の方は安全に留意して、迎えに来てください。保護者が迎えに来るまでは、児童生徒を待機させておきます。
津波警報発表時（津波注意報、大津波警報も含む）	①学校には登校せず、各自で安全な場所に避難してください。 ②津波警報（津波注意報、大津波警報も含む）解除後に、学校からメール配信や電話での連絡を行います。 → 学校からの連絡を待ち、指示に従って対応してください。	①川から離れ、高台にある津波避難場所、学校又は自宅のいずれか近くの安全な方に避難してください。 → ただし、自宅に家族がいない場合は、安全が十分に確保できれば学校に避難してください。学校では、児童生徒の安全を確保します。 ②スクラムバスについては、乗降手さかぬ乗降生を知らせるので、バスの中で身の安全を確保してください。	①津波警報（津波注意報、大津波警報も含む）が解除されるまで、児童生徒を学校に待機させます。 ②原則として、津波警報（津波注意報、大津波警報も含む）解除後に引越下校を行います。保護者が迎えに来るまで、児童生徒を待機させます。 ③なお、学校での引越し後に、津波警報（津波注意報、大津波警報も含む）が発表された場合は、保護者の方の安全確保のため、保護者も一緒に学校で待機していただく場合があります。
大雨特別警報及び大雨警報（浸水害・土砂災害・洪水警報（洪水警報を含む））発表時	※台風の通過や低気圧、前線等の影響により大雨特別警報等が発表され、大雨や洪水、土砂災害等の大きな被害が想定される場合には、以下のように対応します。 ①基本的には、前日のうちに臨時休業等の措置をとります。学校には登校せず、各自で安全な場所に避難してください。 ②学校からのメール配信や電話での連絡を待ち、指示に従って対応してください。 ◆教政に大雨特別警報が発せられた場合 ①午前6時30分の時点で、大雨特別警報が引き続き発表されている場合には、臨時休業とみなし、安全な場所での避難を続けてください。その後の対応については、メール配信や電話で連絡を行います。 ②気象情報等から、大雨警報でも大雨特別警報に切り替わる可能性が高いなど、臨時休業の措置が必要な場合は、学校からのメール配信や電話での連絡を待ち、指示に従って対応してください。	①登下校中に大雨（洪水、土砂災害等）に遭遇しないよう、事前に対処措置をとります。 ②大雨警報（洪水警報を含む）及び大雨特別警報が発せられる際には、解除されるまで学校に待機させます。原則として、大雨警報解除後に安全確認し、保護者の方に引渡しを行います。保護者が迎えに来るまでは、児童生徒を学校で待機させます。	①基本的には、大雨警報等が発せられる荒天前に、授業打ち切り等の措置をとります。 ②大雨警報（洪水警報を含む）及び大雨特別警報が発せられる際には、解除されるまで学校に待機させます。原則として、大雨警報解除後に安全確認し、保護者の方に引渡しを行います。保護者が迎えに来るまでは、児童生徒を学校で待機させます。
全国瞬時警報システム（Jアラート）等発表時	①学校には登校せず、各自で安全な場所に避難してください。 ②テレビやラジオ、防災無線等から情報収集を行ってください。	①丈夫なコンクリート構造の建物に避難してください。近くにある建物がない場合は、物置に身を退き、地面に伏せて頭を守り守ってください。 ②防犯無線等からの情報をよく聞いてください。 ③スクラムバスについては、乗降手さかぬ乗降生を知らせるので、バスの中で身の安全を確保してください。	①教室内に避難させます。 ②引越下校措置の連絡があった場合、保護者の方は安全に留意して、迎えに来てください。保護者が迎えに来るまでは、児童生徒を学校で待機させます。 ◆報道ミサイルが日本を通過し、領海外に落下した場合 → ミサイルが日本上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を行い、授業を再開します。 ◆報道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合 → 学校で安全を確保します。避難行動解除後、学校から保護者へメール配信や電話等で連絡します。 → 報道ミサイルが近くに落下した場合、放射能等から身を守るための避難行動を、行政の指示を受けて行われます。
※防災無線等による	◆報道ミサイルが日本を通過し、領海外に落下した場合 → 通常の通りの登校（学校からのメール配信や電話連絡後）、 ◆報道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合 → 臨時休業（情報収集や授業を継続し、行政の指示がなければそれに従って落ち着いた行動してください。その後の行動（授業再開等）については、学校からのメール配信や電話での連絡に従ってください。 → 報道ミサイルが近くに落下した場合、放射能等から身を守るための避難行動を、行政の指示を受けて行ってください。 （※防犯無線から身を守る方法は下記を参照）	◆報道ミサイルが日本を通過し、領海外に落下した場合 → 落下物等に留意し、登校中は学校へ、下校中は自宅へ向かってください。ただし、自宅に家族がいない場合は、安全が十分に確保できれば学校に避難してください。学校では、児童生徒の安全を確保します。 ◆報道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合 → 丈夫なコンクリート構造の建物に避難してください。 → 学校に避難した児童生徒は、学校で安全を確保します。避難行動解除後、学校から保護者へメール配信や電話等で連絡します。 → 報道ミサイルが近くに落下した場合、放射能等から身を守るための避難行動を、行政の指示を受けて行ってください。	◆報道ミサイルが日本を通過し、領海外に落下した場合 → ミサイルが日本上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を行い、授業を再開します。 ◆報道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合 → 学校で安全を確保します。避難行動解除後、学校から保護者へメール配信や電話等で連絡します。 → 報道ミサイルが近くに落下した場合、放射能等から身を守るための避難行動を、行政の指示を受けて行われます。

※上記以外にも、暴風警報・暴風特別警報・大雪警報の発表や雪害などの状況により、登下校時の安全確保のため、児童生徒や学校にとめるなどの対応があります。その場合は、メール等でお知らせします。
 ※在校時にメールや電話連絡ができないような状況になった場合、児童生徒を待機していただく場合があります。連絡が取れないようになった時点で、メールや電話連絡、災害時伝言ダイヤル等を利用して状況お知らせ、児童生徒を待機していただきます。
 ※「報道ミサイルが近くに落下した場合（放射能から身を守る方法）」（屋外）ロと「身をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ、避難性の高い屋内の部屋または風上に避難する。（屋内）換気扇を止め、窓を閉め、目隠しをして室内を密閉する。」

石巻市立二俣小学校 災害対応表 「想定にとらわれない」「最善を尽くす」「率先避難者になる」



第Ⅲ章－6 校内災害対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るため、石巻市立二俣小学校（以下「本校」という。）における災害対策に関して必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策については、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、本校の教職員、児童の生命、身体及び教育施設等を災害から守るため、災害対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 校長は、災害対策の実施にあたっては、関係機関と密接な連携のもとに行うものとする。

3 校長は、本校の職員及び児童に対して、日ごろから研修等により災害や防災に関する知識を啓発するとともに危機管理意識を養成するものとする。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この要綱に定めるところにより、災害対策の実行に努めなければならない。

(校内災害対策委員会)

第4条 災害対策に関する重要事項を審議するために、校内災害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(防災対策)

第5条 委員会は、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

(1) 年間防災計画策定に関する事項

(2) 防災教育及び防災訓練に関する事項

(3) 施設、設備及び土地並びに危険物等の点検・整備及び安全対策に関する事項

(4) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備に関する事項

(5) その他防災に関する必要な事項

(災害対策マニュアルの作成等)

第6条 委員会は、本校の実情に即した災害対策マニュアルを作成し、教職員及び児童、保護者にこれを周知するものとする。

(校内災害対策本部)

第7条 校長は、大規模な災害が発生し又は発生が予想されるときは、直ちに校内災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するとともに、校内災害対策配備態勢（以下「配備態勢」という。）を発するものとする。

2 災対本部の構成及び担当業務は、「第Ⅰ章－3校内災害対策本部」のとおりとする。

3 配備態勢の種類及び基準は、「第Ⅱ章－4教職員の動員体制」のとおりとする。

4 校長は、災害が発生するおそれなくなった場合、又は災害応急活動が完了したときは、災対本部を廃止するとともに、配備態勢を解除する。

(情報の収集等)

第8条 校長は、災害に関する情報を収集するとともに、それらの情報に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(安否の確認)

第9条 校長は、災害が発生したときは、教職員及び児童の安否の確認を速やかに行うものとする。

(職務遂行要因の確保等)

第10条 校長は、職務遂行可能な者の把握に努め、災害対策業務及び本来の職務を遂行する要員の確保に努めるものとする。

2 校長は、教職員に前項の災害対策業務を命ずるときは、健康管理及び衛生管理上の配慮に努めるものとする。

(応急措置)

第11条 校長は、災害による教職員、児童の行方不明者及び負傷者の把握に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(避難住民の受け入れ等)

第12条 校長は、石巻市災害対策本部から本校に避難所設置の要請があったときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により本校の施設を避難場所として提供したときは、校長は、石巻市地域防災計画に基づく教職員の協力等について、関係機関と協議するものとする。

3 校長は、避難所が開設された場合の対応を定めた施設使用方針を決定しておくものとする。

(自主避難住民の受け入れ)

第13条 校長は、災害が発生するおそれがあるため、近隣の住民が自主的に緊急避難してきたときは、一時的に本校の適当な場所を緊急避難場所として提供するものとする。

2 前項により本校の施設を緊急避難場所として提供したときは、校長は、避難住民受け入れ後の対策について、関係機関と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(施設等の提供)

第14条 校長は、関係機関から被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため本校の施設等の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設を提供するものとする。

(被害状況報告)

第15条 校長は、被災の状況を的確に把握して、石巻市教育委員会に被害状況等を報告するとともに、関係機関と連絡を密にして、自体の収拾に努めるものとする。

(災害復旧)

第16条 校長は、速やかな教育活動の再開に向け、必要な措置を講ずるものとする。

(二次災害の防止)

第17条 校長は、災害復旧に当たっては、建物の倒壊、崖崩れ等危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本校の災害対策に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 第6条の一部を改訂

第三章－7 学校の実情項目

本校は学区が広く、通学方法も徒歩・バス・自転車・保護者送迎と様々である。このことから、学校以外の場所で強い地震が発生した場合の対応について、全校児童に確認する必要がある。

以下の文書を4月初めに配付して、約束事を徹底する。

学校以外の場所で強い地震が起こった場合の対応

○登下校時

地震が収まった後は、自宅・学校・指定避難所の中でできるだけ高い所へ避難しましょう。

地震が収まった後、消防団等の避難指示等があったら、急いで近くの高台や高い建物へ避難しましょう。

学校以外の場所に避難した場合は、近くの大人に自分のいる場所を学校に連絡してもらいましょう。

○在宅時（家にいるとき）

地震が収まったらすぐにテレビやラジオ、防災無線等で津波の情報を確認しましょう。

避難が必要な場合は、決められた避難所へ急いで避難しましょう。

危険がせまっている場合は、近くの高台や高い建物等のできるだけ高い所へ急いで避難しましょう。

第三章－8 特別警報発表時の対応

特別警報発表時の対応一覧

災害の種類	名称	発表区域	対 応
大雨	大雨特別警報	市町村	臨時休業または授業の打ち切り等の対応を決定する。 Ⅱ－５に記載済の内容を参照のこと
暴風	暴風特別警報	市町村	学区の状況に鑑みて、臨時休業または授業の打ち切り等の対応を決定する。 Ⅱ－５に記載済の内容を参照のこと
暴風雪	暴風雪特別警報	市町村	学区の状況に鑑みて、臨時休業または授業の打ち切り等の対応を決定する。
大雪	大雪特別警報	市町村	学区の状況に鑑みて、臨時休業または授業の打ち切り等の対応を決定する。 Ⅱ－５に記載済の内容を参照のこと
高潮	高潮特別警報	市町村	学区は海岸に面していない。
波浪	波浪特別警報	市町村	学区は海岸に面していない。
火山噴火	噴火警報	市町村	学区の状況に鑑みて、通常授業、臨時休業または授業の打ち切り等の対応を決定する。
大津波	※大津波警報	津波予報区	在宅時：その対応は、保護者に任せる。 児童の安全確認を行う。 登下校：可能な限り、児童を高台へ誘導する。 授業中：避難訓練で実施している通り、高台へ全児童を避難させる。引き渡しは行わない。 Ⅱ－１に記載済の内容を参照のこと
地震	※緊急地震速報 (警報)	細分区域	在宅時：その対応は、保護者に任せる。 児童の安全確認を行う。 登下校：揺れが収まった段階で、児童を安全な場所へ誘導するため、通学路を点検に行く。 授業中：避難訓練で実施している通り、校庭へ全児童を避難させる。 必要に応じて引き渡しを行う。 Ⅱ－１に記載済の内容を参照のこと

第三章－9 スクールバス緊急対応について

本校児童が、スクールバス及びみやぎ交通バス（路線バス）を利用している途中で大地震が発生した場合の対応については、以下の通りとする。

1 スクールバス

【入釜谷・針岡線】

- ① 入釜谷→②原→③河北トラック前→④追館→⑤谷地→⑥横川→⑦加茂崎→二俣小
・利用者 1年1名 2年1名 3年3名 4年0名 5年4名 6年3名 合計12名

【福地・三輪田線】

- ① 福地中原→②小福地→③中里→④上垣→⑤稲荷崎→⑥竹の迫→二俣小
・利用者 1年1名 2年9名 3年5名 4年0名 5年2名 6年0名 合計17名
・連絡先 [REDACTED]

2 みやぎ交通バス

- ・利用者 東福田・北境方面の児童（1～3年生）が利用する。
1年生1名 2年生4名 3年生1名 合計6名
・連絡先 [REDACTED]（石巻営業所 東中里）

3 スクールバス利用時地震発生

スクールバス委託業者の規定通り行動する。

※緊急災害時避難経路（場所）及び対応については以下を原則とし、年度初めにスクールバス委託業者と話し合いを持って確認する。

登校時

- 入釜谷、芦早、富士沼(原)方面走行中は堤防沿いに出ることなく、奥の方のできるだけ高いところで待機する。
- 谷地から横川方面の堤防沿い走行中については、速やかに福地の奥の方のできるだけ高いところへ移動して待機する。
- 福地方面走行中は堤防沿いに出ることなく福地の奥の方のできるだけ高いところで待機する。
- 福地～学校方面の堤防沿いを走行中は、速やかに河北中学校の高台に待機する。
- 三輪田走行中は、上品山のできるだけ高い所で待機する。（学校に近い場合は、二俣小学校に移動し、以降学校で2次避難、3次避難をし、身の安全を図る。

下校時

- 三輪田走行中は、上品山のできるだけ高い所で待機する。(学校に近い場合は、二俣小学校に移動し、以降学校で2次避難、3次避難をし、身の安全を図る。)
- 学校～福地方面の堤防沿いを走行中で、Uターンできる場合は速やかに戻り、河北中学校の高台に待機する。Uターンできない場合は福地に向かい、奥の方のできるだけ高いところで待機する。
- 福地方面走行中は堤防沿いに出ることなく福地の奥の方のできるだけ高いところで待機する。
- 横川から谷地方面の堤防沿い走行中(下校時)でUターンできる場合は、速やかに福地の奥の方のできるだけ高いところへ移動して待機する。Uターンできない場合は、速やかに富士沼(原)方面の奥の方のできるだけ高いところへ移動して待機する。
- 富士沼(原)、芦早、入釜谷方面走行中は堤防沿いに出ることなく奥の方のできるだけ高いところで待機する。

※学校では、スクールバス委託業者と連絡をとり、児童の安全確認を行う。

※状況によっては、上記にこだわることなく、児童の安全確保を優先した避難を行う。

※担任は、自宅(保護者)と連絡をとり、児童の所在確認を行う。



4 [REDACTED] (路線バス) 利用時地震発生

[REDACTED] (路線バス) 会社の規定通り行動する。

※緊急災害時避難経路(場所)及び対応については、みや交バス会社規定に従う。

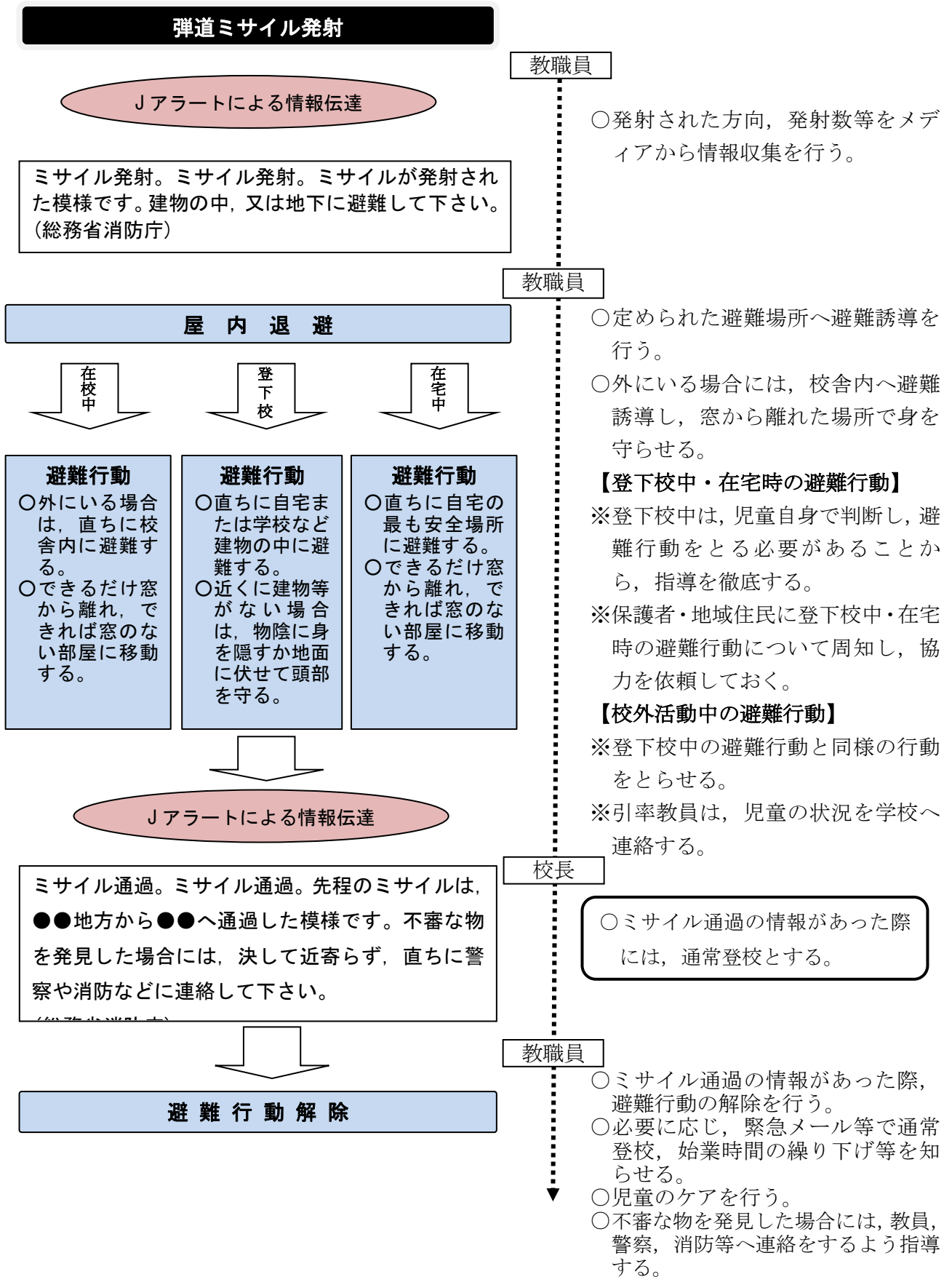
・児童は、どのような状況においても、運転手の指示に従って避難する。

※学校では、みやぎ交通バス会社と連絡をとり児童の安全確認を行う。

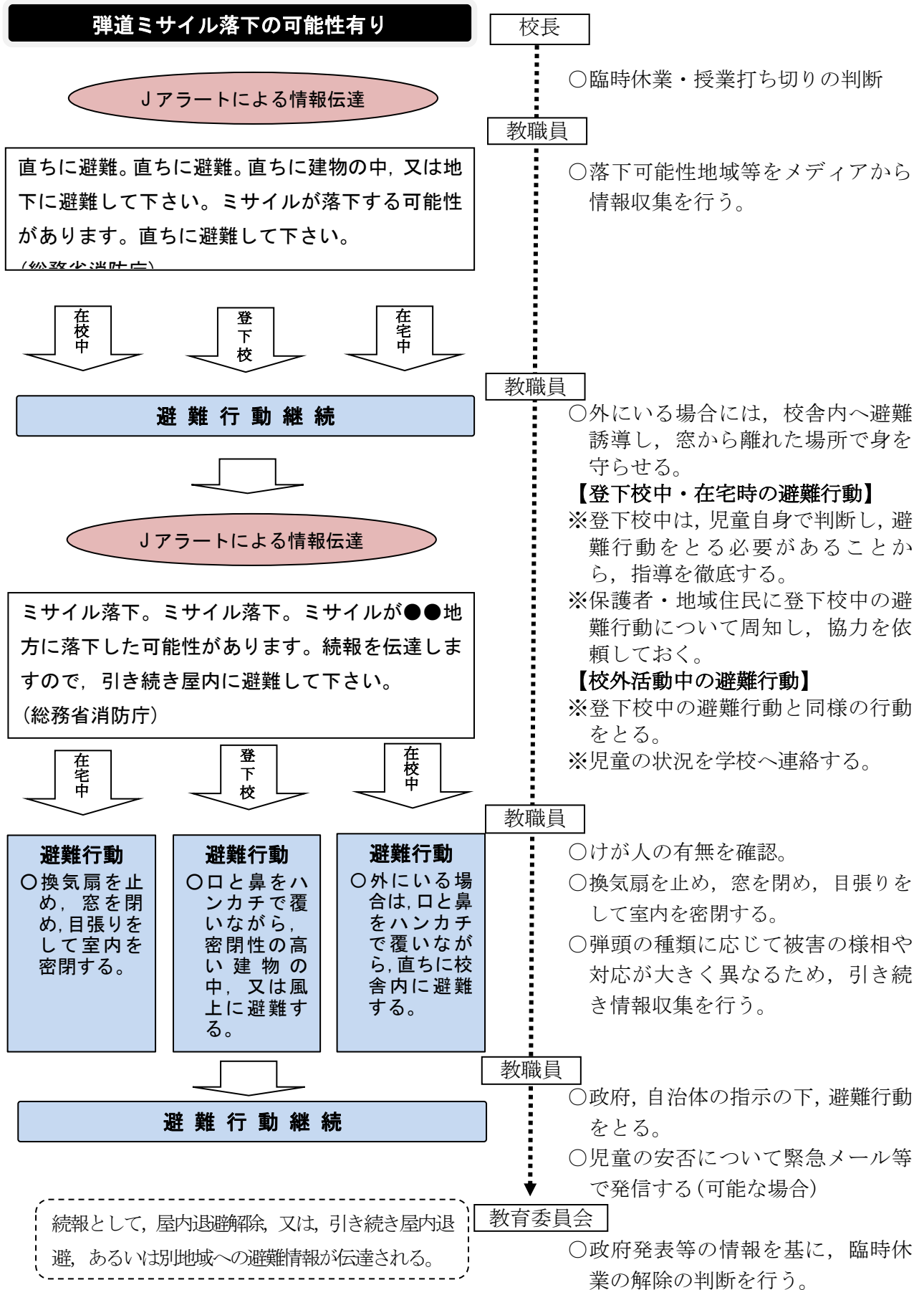
※担任は、自宅(保護者)と連絡をとり、児童の所在確認を行う。

第三章－１０ 弾道ミサイル発射等に係る対応

(１) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



第三章－ 1 1 学校への犯罪予告・テロへの対応について

1 平時の備え

- (1) 学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施する。
- (2) いたずらやいやがらせの可能性が考えられる場合でも、最悪の事態を想定し、児童、教職員の安全を最優先に対応する体制を整備しておく。
- (3) 警察、教育委員会等の関係機関と密に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備しておく。

2 電話による犯行予告の場合

- (1) 下記【犯行予告等への対応表】により落ち着いて対応し、情報を把握する。

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無、電話番号
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなるか・ どうなっているか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)

【犯行予告等への対応表】

- (2) 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- (3) 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれぬように周囲で話をしないようにする。
- (4) 予告電話をいたずら電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。
- (5) 情報受信者の教職員は電話が切れた後、校長(不在の場合は次順位の者)に報告する。
- (6) 校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- (7) 爆破等予告時刻が迫っている場合や不明な場合は、直ちに全ての人が避難する。
- (8) 爆破等予告時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。

☆不審物を検索する場合

- (1) 警察の指示を受けた上で不審物を検索する場合には、校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
- (2) 指揮者は可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- (3) 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任を持って検索を行い、不審物の発見に努める。

3 不審物を発見した場合

可能な範囲で、児童、教職員の安全を最優先に以下の対応を行う。

- (1) 不審物には一切触れない。
- (2) 教職員は不審物を発見した際、校長（不在の場合は次順位の者）に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- (3) 児童が不審物を発見した場合は触れないで教職員に報告するように指導する。
- (4) 状況に応じて児童を安全な場所に避難させる。
- (5) 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- (6) 中身が飛散するおそれがある場合には、危険の及ばない範囲でビニール覆いをする等の対応を施す。
- (7) 放射性物質、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染するおそれのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- (8) 汚染されたおそれのある人は速やかに水と石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- (9) 汚染のおそれがある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- (10) 何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

☆不審物等に対する着眼のポイント

- (1) 導火線、乾電池、時計の設置
- (2) 火薬等の薬品臭
- (3) 金属や粉のような物が入っている。
- (4) 秒を刻むような音がしている。
- (5) 包装に粉等が付着している。
- (6) 不自然な形状や重さ など

4 テロが行われる（た）場合

最悪の事態を想定し、児童、教職員の安全を最優先に対応する。

- (1) 事前に犯行声明が行われた場合
生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「2 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。
- (2) 事前に犯行声明がなかった場合
「3 不審物を発見した場合」に従って行動する。

第三章－１２ インターネット上の犯罪被害への対応について

1 未然防止の対応

- (1) 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
- (2) 児童だけでなく、保護者に対しても「学級だより」「学年だより」「生徒指導だより」「学校だより」を利用する等、日ごろから啓発活動を行う。また、PTAで保護者向けの講演会や研修会などを企画し、携帯端末のフィルタリングサービスの必要性などを伝えていく。
- (3) 打合せ、職員会議、校内研修などで、被害事例の研究や、児童が利用しているインターネットのサイトに関する情報を共有する。
- (4) 被害があった場合、関係機関に相談する体制を整備しておく。

2 被害発生時の対応



※ 対応の原則

- (1) 解決に向けて一刻、一瞬を大切に、早急に対応する。
- (2) 解決に向けての方針は具体的に決定する。
- (3) 全教職員が一致して当事者として対応する。
- (4) 被害が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。
- (5) 対応の中で、「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは非公開とする。